

IV 大学等の設置認可申請又は学部等の設置届出，私立大学の収容定員に係る学則変更認可申請又は届出に係る提出書類の作成・記入要領

1 各手続の提出書類

- 提出書類及び必要部数は，次ページの一覧表のとおりです。
 手続ごとに，「○」又は「△」となっている書類を作成要領に従って作成し，定められた受付期間内に提出してください。

番号	書 類 名
1	認可申請書又は届出書(別記様式第1号の1, 別記様式第1号の2)
2	目次 ※やむを得ず紙媒体で提出する場合のみ作成
3	基本計画書(別記様式第2号(その1の1), 別記様式第2号(その1の2))
4	設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況(別記様式第2号・別添1)
5	基礎となる学部等の改編状況(別記様式第2号・別添2)
6	教育課程等の概要(別記様式第2号(その2の1), 別記様式第2号(その2の2))
7	授業科目の概要(別記様式第2号(その3の1), 別記様式第2号(その3の2))
8	シラバス(授業計画)
9	2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況(別記様式第2号・別添3)
10	2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況(別記様式第2号・別添4)
11	校地校舎等の図面
12	学則
13	教授会規程
14	当該申請についての意思の決定を証する書類
15	設置の趣旨等を記載した書類
16	学生の確保の見通し等を記載した書類
17	教育委員会等との調整内容を確認する書類
18	教員名簿[学長の氏名等](別記様式第3号(その1)) (学長)教員個人調書 <ul style="list-style-type: none"> 履歴書(別記様式第4号(その1)) 教育研究業績書(別記様式第4号(その2)) 担当予定授業科目(別記様式第4号・別添) ※学長が授業科目を担当する場合 教員就任承諾書(別記様式第5号) 印鑑登録証明書
19	教員名簿[教員の氏名等](別記様式第3号(その2の1), 別記様式第3号(その2の2))
20	専任教員の年齢構成・学位保有状況(別記様式第3号(その3))
21	実務家教員一覧(別記様式第3号・別添)
22	(専任教員の)教員個人調書 <ul style="list-style-type: none"> 履歴書(別記様式第4号(その1)) 教育研究業績書(別記様式第4号(その2)) 担当予定授業科目(別記様式第4号・別添) 教員就任承諾書(別記様式第5号) 教員就任同意書 印鑑登録証明書
23	薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類
24	教育課程連携協議会 <ul style="list-style-type: none"> 教育課程連携協議会構成員名簿(別記様式第7号の2) 教育課程連携協議会構成員就任承諾書(別記様式第7号の3) 教育課程連携協議会の設置, 所掌に関する規程
25	教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類
26	通信教育実施方法説明書(別記様式第8号) <ul style="list-style-type: none"> 通信教育に関する規程
27	収容定員の充足状況 審査対象教員一覧
28	専任教員一覧
29	設置構想審査に係る資料

大学等の設置認可又は学部等の設置届出に係る必要書類

資料の呼称	認可申請			届出	
	大学新設	学部等設置	通信教育開設	学部等設置	通信教育開設
1 申請書・届出書	○	○	○	○	○
2 目次(※紙媒体で提出する場合のみ)	△	△	△	△	△
3 基本計画書	○	○	○	○	○
4 設置前後の学位	—	—	—	○	○
5 基礎となる学部等の改編状況	—	—	—	○	○
6 教育課程等の概要	○	○	○	○	○
7 授業科目の概要	○	○	○	○	○
8 シラバス(授業計画)	△	△	△	—	—
9 2以上の校地ごとの状況	△	△	—	△	—
10 2以上の校地での教員勤務状況	△	△	—	△	—
11 校地校舎図面	○	○	○	○	○
12 学則	○	○	○	○	○
13 教授会規程	○	○	○	○	○
14 意思決定書	○	○	○	○	○
15 設置の趣旨等	○	○	○	○	○
16 学生の確保の見通し等	○	○	○	○	○
17 教育委員会調整内容	△	△	△	△	—
18 名簿(学長)	○	○	○	○	○
19 個人調書(学長)	○	○	○	—	—
20 名簿(教員)	○	○	○	○	○
21 教員年齢構成	○	○	○	○	—
22 実務家教員一覧	△	△	△	△	△
23 個人調書(教員)	○	○	○	—	—
24 薬学実習概要	△	△	△	△	△
25 教育課程連携協議会	△	△	—	△	—
26 連携協力校等概要	△	△	—	△	—
27 通信方法説明書	△	△	○	△	△
提出部数	1	1	1	1	1
別途提出する書類					
28 収容定員の充足状況	—	○	○	—	—
29 審査対象教員一覧, 専任教員一覧	○	○	○	△ (専任教員一覧のみ)	—
30 設置構想審査資料	○	—	—	—	—

- ・申請書類はこの表の番号の順番にとじること。
- ・「○」＝提出が必要, 「△」＝条件により一部又は全部の提出が必要, 「—」＝提出不要
- ・15の「設置の趣旨等」については, 手続の種類によって, 「通信教育開設の趣旨」, 「学則変更の趣旨」と読み替えることとする。
- ・1～27の書類以外に, 関連する補足資料を添付することも可能。
- ・上記の「資料の呼称」は正式名称等が適宜省略されているので, 必要書類については前ページの番号及び書類名を確認すること。
- ・調書の「23 個人調書(教員)」については, 専任教員のみ。
- ・必要に応じて追加提出を求める場合があります。

私立大学の収容定員に係る学則変更認可申請又は届出に係る必要書類

資料の呼称	認可	届出
	収容定員増加	収容定員変更
1 申請書・届出書	○	○
2 目次(※紙媒体で提出する場合のみ)	△	△
3 基本計画書	○	○
4 設置前後の学位	—	—
5 基礎となる学部等の改編状況	—	—
6 教育課程等の概要	※	—
7 授業科目の概要	—	—
8 シラバス(授業計画)	—	—
9 2以上の校地ごとの状況	△	△
10 2以上の校地での教員勤務状況	△	△
11 校地校舎図面	○	○
12 学則	○	○
13 教授会規程	—	—
14 意思決定書	○	○
15 学則変更の趣旨等	○	○
16 学生の確保の見通し等	○	○
17 教育委員会調整内容	—	—
18 名簿(学長)	○	○
19 個人調書(学長)	—	—
20 名簿(教員)	—	—
21 教員年齢構成	—	—
22 実務家教員一覧	—	—
23 個人調書(教員)	—	—
24 薬学実習概要	—	—
25 教育課程連携協議会	—	—
26 連携協力校等概要	—	—
27 通信方法説明書	△	△
提出部数	1	1
別途提出する書類		
28 収容定員の充足状況	○	—
29 審査対象教員一覧, 専任教員一覧	—	△ (専任教員一覧のみ)
30 設置構想審査資料	—	—

- ※ 6の「教育課程等の概要」については, 「15学則変更の趣旨等」の添付資料として作成してください。
- ・資料呼称や資料構成等を学部等の新設と同一にする等, 誤りがある場合が散見されるため, 必ず確認してください。

2 留意事項

- (1) 「校地校舎等の図面」やカラーの資料等を除き、黒字で作成してください（青字や赤字は補申請及び再補正申請の際の変更箇所を示すために使用しますので、当初申請の際は使用しないでください）。
- (2) 各書類の記載内容は相互に関連していますので、申請書作成に当たっては、全体の整合性に注意してください。
- (3) 各書類の本文におけるフォントサイズは統一し、極端に大きく又は小さくならず読みやすい構成となるよう留意してください（10.5～12pt程度）。
- (4) 認可申請書については、原則、電子ファイル（PDF形式）での提出が必要となります。電子ファイルの作成方法、ファイル名称の付し方等については p.26 を参照してください。
- (5) やむを得ず紙媒体で提出する場合は、正本1部、抜刷1部が必要です。作成に当たっては、以下に留意してください。

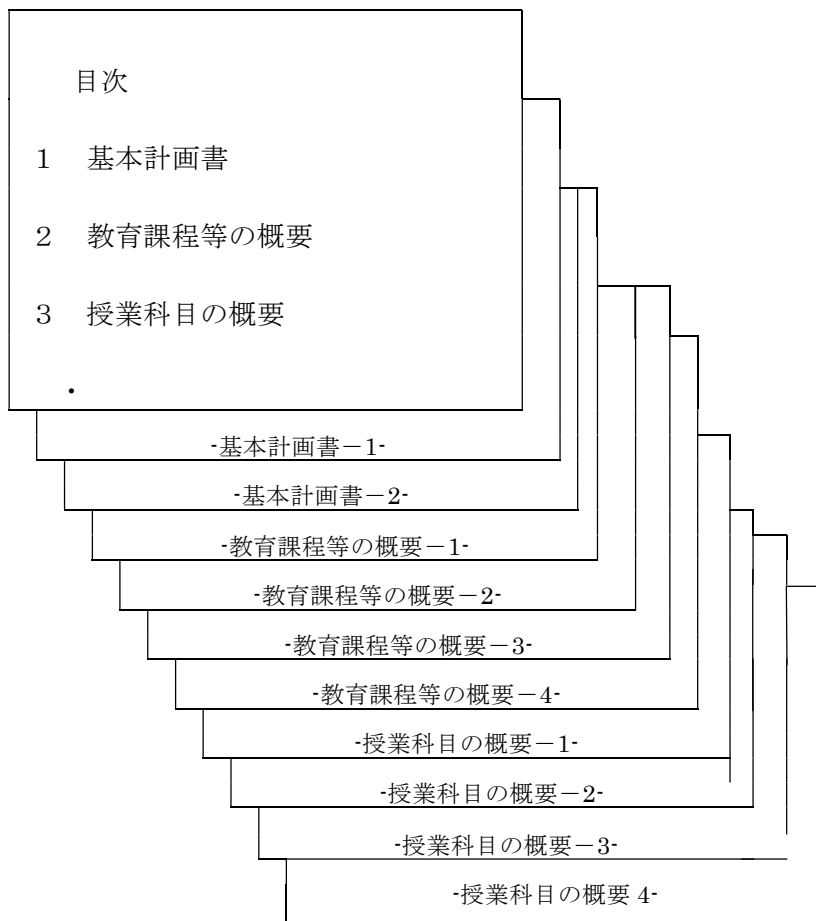
①提出書類は、原則としてA4判縦型のサイズで作成し、左とじ両面印刷ができる設定で作成してください。とじしろには十分余裕をもたせてください。

②目次の項目（書類）ごとにページ番号を付してください。ページ番号は目次のページを含めて付し、原則として「基本計画書-1, 基本計画書-2……」のように、前ページ「資料の呼称」欄をページ番号の前に明記する形で付番してください。

ただし、個人調書のうち履歴書、教育研究業績書及び担当予定授業科目については「履歴書-1, 履歴書-2……」「業績書-1, 業績書-2……」「担当科目-1, 担当科目-2……」と付してください（教員就任承諾書、教員就任同意書、印鑑登録証明書はページ番号不要）。

書類ごとに中扉を設ける場合、中扉にもページ番号が必要です（下記の作成例は、中扉を設けない場合の例です）。

<作成例>



- ③ファイル・表紙・背表紙については、作成例にしたがって作成してください。なお、作成例の「○
○大学設置」の部分については、申請又は届出の内容に応じて適切に表記を変更してください（本
書 p.47 の一覧表参照）。
- ④表紙の記載事項（正本、表題、申請者名、申請年月日）を全て盛り込んだ背表紙を付けてくださ
い（縦書き）。
- ⑤分冊にする場合は、(1/2), (2/2)のように表題の右下に（ ）書きで明確に示してください。
- ⑥正本、抜刷、調書は別色のファイルを使用し、書類の厚みに応じた適当なファイルを使用してく
ださい。ファイルは、背表紙を掴んだ際に容易に中身が外れないものを使用してください。
- ⑦表紙及び背表紙は、はがれないようにファイルにしっかりと貼り付けてください。

<作成例>

ア. 正 本

[背表紙]

正 本
〇〇大学設置認可申請書 学校法人 〇〇〇〇 (目付)

[表 紙]

(A4 判縦型)

正 本	令和 4 年 10 月 21 日
〇〇大学設置認可申請書	
学校法人 〇〇〇〇	

(注)

- 申請者が学校法人以外（準備委員会や株式会社等）の場合は「学校法人〇〇〇〇」を「〇〇大学設立準備委員会」、「株式会社〇〇〇〇」、「公立大学法人〇〇〇〇」等としてください。

イ. 抜 刷

[背表紙]

〇〇大学設置認可申請書
(抜刷)
学校法人
〇〇〇〇
(日付)

[表 紙]

(A4 判縦型)

令和 4 年 10 月 21 日

〇〇大学設置認可申請書

(抜刷)

学校法人 〇〇〇〇

(注)

・抜刷の表紙, 背表紙は正本と同様に作成し, 表題の下に「(抜刷)」と表示してください。

ウ. 調 書

[背表紙]

〇〇大学設置認可申請書
(調書)
学校法人
〇〇〇〇
(日付)

[表 紙]

(A4 判縦型)

令和 4 年 10 月 21 日

〇〇大学設置認可申請書

(調書)

学校法人 〇〇〇〇

(注)

・調書の表紙, 背表紙は正本と同様に作成し, 表題の下に「(調書)」と表示してください。

3 認可申請書・届出書（別記様式第1号の1，別記様式第1号の2）

認可申請，届出の内容により，以下の作成例に従って作成してください。

<作成例①>（認可申請の場合）

別記様式第1号の1

（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

<p><u>〇〇大学設置認可申請書</u></p> <p>年 月 日</p> <p>文部科学大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の職名及び氏名</p> <p>このたび、<u>〇〇大学を設置</u>したいので、<u>学校教育法第4条第1項</u>の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。</p>
--

- 1 「〇〇大学設置」及び「〇〇大学を設置」，「学校教育法第4条第1項」の部分については，申請の内容に応じ，適切に表記を変更してください（次ページの一覧表参照）。なお，アンダーラインは説明のために付しているものですので，申請の際は不要です。

<作成例②>（届出の場合）

別記様式第1号の2

（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

<p><u>〇〇大学〇〇学部設置届出書</u></p> <p>年 月 日</p> <p>文部科学大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者の職名及び氏名</p> <p>このたび、<u>〇〇大学〇〇学部を設置</u>することについて、<u>学校教育法第4条第2項</u>の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。</p>
--

- 1 「〇〇大学〇〇学部設置」及び「〇〇大学〇〇学部を設置」，「学校教育法第4条第2項」の部分については，届出の内容に応じ，適切に表記を変更してください（次ページの一覧表参照）。なお，アンダーラインは説明のために付しているものですので，届出の際は不要です。

表紙・背表紙, 認可申請書, 届出書の記載内容

区分	表紙・背表紙, 認可申請書, 届出書の表題	認可申請書, 届出書の本文		
		関係法令		
		認可申請	届出	
大学, 短期大学, 専門職大学, 専門 職短期大学, 大学 院大学, 大学院 大学(専門職大学 院), 高等専門学 校の設置	「〇〇大学設置」 「〇〇短期大学設置」 「〇〇専門職大学設置」 「〇〇専門職短期大学設 置」 「〇〇大学院大学設置」 「〇〇大学院大学(専門職 大学院)設置」 「〇〇高等専門学校設置」	「〇〇大学を設置」 「〇〇短期大学を設置」 「〇〇専門職大学を設置」 「〇〇専門職短期大学を設 置」 「〇〇大学院大学を設置」 「〇〇大学院大学(専門職 大学院)を設置」 「〇〇高等専門学校を設 置」	学校教育法第4 条第1項	/
学部, 短期大学の 学科, 学部等連係 課程実施基本組 織, 学科連係課程 実施学科の設置 (専門職学部・専門 職学科を含む)	「〇〇大学〇〇学部設置」 「〇〇短期大学〇〇学科設 置」 「〇〇大学〇〇(学部等連 係課程実施基本組織の名 称)設置」 「〇〇短期大学〇〇(学科 連係課程実施学科の名称) 設置」	「〇〇大学〇〇学部を設 置」 「〇〇短期大学〇〇学科を 設置」 「〇〇大学〇〇(学部等連 係課程実施基本組織の名 称)を設置」 「〇〇短期大学〇〇(学科 連係課程実施学科の名称) を設置」	学校教育法第4 条第1項	学校教育法第4 条第2項
学部の学科の設置 (専門職学科を含 む)	「〇〇大学〇〇学部〇〇学 科設置」	「〇〇大学〇〇学部〇〇学 科を設置」	学校教育法第4 条第1項及び学 校教育法施行令 第23条第1項	学校教育法第4 条第2項及び学 校教育法施行令 第23条の2第1項
大学院の設置	「〇〇大学大学院設置」	「〇〇大学大学院を設置」	学校教育法第4 条第1項	/
研究科, 研究科 (専門職大学院), 研究科等連携課程 実施基本組織の設 置	「〇〇大学大学院〇〇研究 科設置」 「〇〇大学大学院〇〇研究 科(専門職大学院)設置」 「〇〇大学大学院〇〇(研 究科等連携課程実施基本組 織の名称)設置」	「〇〇大学大学院〇〇研究 科を設置」 「〇〇大学大学院〇〇研究 科(専門職大学院)を設 置」 「〇〇大学大学院〇〇(研 究科等連携課程実施基本組 織の名称)を設置」	学校教育法第4 条第1項	学校教育法第4 条第2項
研究科の専攻, 研 究科の専攻(専門 職大学院)の設置	「〇〇大学大学院〇〇研究 科〇〇専攻設置」 「〇〇大学大学院〇〇研究 科〇〇専攻(専門職大学 院)設置」	「〇〇大学大学院〇〇研究 科〇〇専攻を設置」 「〇〇大学大学院〇〇研究 科〇〇専攻(専門職大学 院)を設置」		
研究科の専攻に係 る課程の変更	「〇〇大学大学院〇〇研究 科〇〇専攻課程変更」	「〇〇大学大学院〇〇研究 科〇〇専攻を課程変更」	学校教育法第4 条第1項及び学 校教育法施行令 第23条第1項	学校教育法第4 条第2項及び学 校教育法施行令 第23条の2第1項
通信教育の開設	「〇〇大学通信教育開設」	「〇〇大学通信教育を開 設」		
収容定員の変更	「〇〇大学収容定員関係学 則変更」 「〇〇大学大学院収容定員 関係学則変更」	「〇〇大学の収容定員に係 る学則を変更」 「〇〇大学大学院の収容定 員に係る学則を変更」		

4 目次（※やむを得ず紙媒体で提出する場合のみ作成してください。）

目次は、「1 各手続の提出書類」を参照し、該当書類名（別記様式第 1 号及び目次を除く）を列挙したものを作成してください。

該当のない書類については、番号をつめて作成してください。

<作成例①>標準的な設置認可申請書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 教育課程等の概要
- 3 授業科目の概要
- 4 シラバス（授業計画）
- 5 校地校舎等の図面
- 6 学則
- 7 教授会規程
- 8 意思の決定を証する書類
- 9 設置の趣旨等を記載した書類
- 10 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 11 教員名簿〔学長の氏名等〕
- 12 学長の教員個人調書
- 13 教員名簿〔教員の氏名等〕
- 14 専任教員の年齢構成・学位保有状況
- 15 専任教員の教員個人調書

【抜刷】

- 1 基本計画書
- 2 教育課程等の概要
- 3 授業科目の概要
- 4 シラバス（授業計画）
- 5 校地校舎等の図面
- 6 学則
- 7 教授会規程
- 8 設置の趣旨等を記載した書類
- 9 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 10 教員名簿〔学長の氏名等〕
- 11 学長の教員個人調書
- 12 教員名簿〔教員の氏名等〕
- 13 専任教員の年齢構成・学位保有状況

<作成例②>2以上の校地において教育を行う設置認可申請書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 教育課程等の概要
- 3 授業科目の概要
- 4 シラバス（授業計画）
- 5 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況
- 6 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況
- 7 校地校舎等の図面
- 8 学則
- 9 教授会規程
- 10 意思の決定を証する書類
- 11 設置の趣旨等を記載した書類
- 12 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 13 教員名簿〔学長の氏名等〕
- 14 学長の教員個人調書
- 15 教員名簿〔教員の氏名等〕
- 16 専任教員の年齢構成・学位保有状況
- 17 専任教員の教員個人調書

【抜刷】

- 1 基本計画書
- 2 教育課程等の概要
- 3 授業科目の概要
- 4 シラバス（授業計画）
- 5 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況
- 6 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況
- 7 校地校舎等の図面
- 8 学則
- 9 教授会規程
- 10 設置の趣旨等を記載した書類
- 11 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 12 教員名簿〔学長の氏名等〕
- 13 学長の教員個人調書
- 14 教員名簿〔教員の氏名等〕
- 15 専任教員の年齢構成・学位保有状況

＜作成例③＞薬学関係の学部・学科（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の開設に係る設置認可申請書の目次

【正本】

1	基本計画書
2	教育課程等の概要
3	授業科目の概要
4	シラバス（授業計画）
5	校地校舎等の図面
6	学則
7	教授会規程
8	意思の決定を証する書類
9	設置の趣旨等を記載した書類
10	学生の確保の見通し等を記載した書類
11	教員名簿〔学長の氏名等〕
12	学長の教員個人調書
13	教員名簿〔教員の氏名等〕
14	専任教員の年齢構成・学位保有状況
15	専任教員の教員個人調書
16	薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類

【抜刷】

1	基本計画書
2	教育課程等の概要
3	授業科目の概要
4	シラバス（授業計画）
5	校地校舎等の図面
6	学則
7	教授会規程
8	設置の趣旨等を記載した書類
9	学生の確保の見通し等を記載した書類
10	教員名簿〔学長の氏名等〕
11	学長の教員個人調書
12	教員名簿〔教員の氏名等〕
13	専任教員の年齢構成・学位保有状況
14	薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類

＜作成例④＞通信教育の開設に係る認可申請書の目次

【正本】

1	基本計画書
2	教育課程等の概要
3	授業科目の概要
4	シラバス（授業計画）
5	校地校舎等の図面
6	学則
7	教授会規程
8	意思の決定を証する書類
9	設置の趣旨等を記載した書類
10	学生の確保の見通し等を記載した書類
11	教員名簿〔学長の氏名等〕
12	学長の教員個人調書
13	教員名簿〔教員の氏名等〕
14	専任教員の年齢構成・学位保有状況
15	専任教員の教員個人調書
16	通信教育の実施方法等を記載した書類
17	通信教育に関する規程

【抜刷】

1	基本計画書
2	教育課程等の概要
3	授業科目の概要
4	シラバス（授業計画）
5	校地校舎等の図面
6	学則
7	教授会規程
8	設置の趣旨等を記載した書類
9	学生の確保の見通し等を記載した書類
10	教員名簿〔学長の氏名等〕
11	学長の教員個人調書
12	教員名簿〔教員の氏名等〕
13	専任教員の年齢構成・学位保有状況
14	通信教育の実施方法等を記載した書類
15	通信教育に関する規程

<作成例⑤>教職大学院の設置認可申請書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 教育課程等の概要
- 3 授業科目の概要
- 4 シラバス（授業計画）
- 5 校地校舎等の図面
- 6 学則
- 7 教授会規程
- 8 意思の決定を証する書類
- 9 設置の趣旨等を記載した書類
- 10 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 11 教育委員会等との調整内容を確認する書類
- 12 教員名簿〔学長の氏名等〕
- 13 学長の教員個人調書
- 14 教員名簿〔教員の氏名等〕
- 15 専任教員の年齢構成・学位保有状況
- 16 実務家教員一覧
- 17 専任教員の教員個人調書
- 18 教育課程連携協議会
- 19 教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類

【抜刷】

- 1 基本計画書
- 2 教育課程等の概要
- 3 授業科目の概要
- 4 シラバス（授業計画）
- 5 校地校舎等の図面
- 6 学則
- 7 教授会規程
- 8 設置の趣旨等を記載した書類
- 9 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 10 教育委員会等との調整内容を確認する書類
- 11 教員名簿〔学長の氏名等〕
- 12 学長の教員個人調書
- 13 教員名簿〔教員の氏名等〕
- 14 専任教員の年齢構成・学位保有状況
- 15 実務家教員一覧
- 16 教育課程連携協議会
- 17 教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類

<作成例⑥>標準的な学部等設置届出書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況
- 3 基礎となる学部等の改編状況
- 4 教育課程等の概要
- 5 授業科目の概要
- 6 校地校舎等の図面
- 7 学則
- 8 教授会規程
- 9 意思の決定を証する書類
- 10 設置の趣旨等を記載した書類
- 11 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 12 教員名簿〔学長の氏名等〕
- 13 教員名簿〔教員の氏名等〕
- 14 専任教員の年齢構成・学位保有状況

【抜刷】

- 1 基本計画書
- 2 設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況
- 3 基礎となる学部等の改編状況
- 4 教育課程等の概要
- 5 授業科目の概要
- 6 校地校舎等の図面
- 7 設置の趣旨等を記載した書類
- 8 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 9 教員名簿〔学長の氏名等〕
- 10 教員名簿〔教員の氏名等〕
- 11 専任教員の年齢構成・学位保有状況

<作成例⑦>標準的な収容定員に係る学則変更認可申請書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 校地校舎等の図面
- 3 学則
- 4 意思の決定を証する書類
- 5 学則の変更の趣旨等を記載した書類
- 6 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 7 教員名簿〔学長の氏名等〕

【抜刷】

- 1 基本計画書
- 2 学則の変更の趣旨等を記載した書類
- 3 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 4 教員名簿〔学長の氏名等〕

<作成例⑧>2以上の校地において教育を行う場合の収容定員に係る学則変更認可申請書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況
- 3 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況
- 4 校地校舎等の図面
- 5 学則
- 6 意思の決定を証する書類
- 7 学則の変更の趣旨等を記載した書類
- 8 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 9 教員名簿〔学長の氏名等〕

【抜刷】

- 1 基本計画書
- 2 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況
- 3 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況
- 4 学則の変更の趣旨等を記載した書類
- 5 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 6 教員名簿〔学長の氏名等〕

<作成例⑨>通信教育の収容定員に係る学則変更認可申請書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 校地校舎等の図面
- 3 学則
- 4 意思の決定を証する書類
- 5 学則の変更の趣旨等を記載した書類
- 6 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 7 教員名簿〔学長の氏名等〕
- 8 通信教育の実施方法等を記載した書類
- 9 通信教育に関する規程

【抜刷】

- 1 基本計画書
- 2 学則の変更の趣旨等を記載した書類
- 3 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 4 教員名簿〔学長の氏名等〕
- 5 通信教育の実施方法等を記載した書類
- 6 通信教育に関する規程

<作成例⑩>大学院の収容定員に係る学則変更届出書の目次

【正本】

- 1 基本計画書
- 2 校地校舎等の図面
- 3 学則
- 4 意思の決定を証する書類
- 5 学則の変更の趣旨等を記載した書類
- 6 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 7 教員名簿〔学長の氏名等〕

【抜刷】

- 1 基本計画書
- 2 学則の変更の趣旨等を記載した書類
- 3 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 4 教員名簿〔学長の氏名等〕

5 基本計画書（別記様式第2号（その1の1），別記様式第2号（その1の2））

この書類には、当該申請又は届出（以下「当該申請等」という。）に係る基本計画を記入するものです。大学等の設置認可申請又は学部等の届出（以下「設置認可申請等」という。）の場合と収容定員に係る学則変更認可申請又は届出（以下「収容定員に係る認可申請等」という。）の場合で記入内容が異なる箇所がありますので、注意してください。

≪別記様式第2号（その1の1）≫

(1) 数字を記入する欄において該当する項目がない場合は、「－」を記入し、数字以外を記入する欄において該当する項目がない場合は、「該当なし」と記入してください（空欄は記入漏れと判断されますので、注意してください）。

(2) 「計画の区分」の欄について

① 設置認可申請等の場合

当該申請等の内容に応じて、「大学の設置」、「学部の設置」、「学部の学科の設置」、「大学院の設置」、「研究科の設置」、「研究科の専攻の設置」、「研究科の専攻に係る課程の変更」、「学部における通信教育の開設」「専門職大学の設置」「専門職短期大学の設置」「専門職学科の設置」等と、本書「3 認可申請書・届出書」の一覧表の区分欄を参照して適切に記入してください。

② 収容定員に係る認可申請等の場合

認可申請の場合は、「大学の収容定員に係る学則変更」、届出の場合は「大学の収容定員に係る学則変更」又は「大学院の収容定員に係る学則変更」と当該申請等の内容に応じて記入してください。

(3) 大学院にかかる申請の場合は「〇〇大学大学院」と大学院名を記入してください。

当該申請等を踏まえ、当該年度に大学の名称変更を予定している場合、この欄には名称変更前の大学名を記載し、「同一設置者内における変更状況」の欄に、その旨を記入してください。

(4) 「大学本部の位置」の欄は住居表示に従い正確に記入してください（法人本部の位置ではありませんので注意してください）。市町村の合併等により、当該申請等の後に住居表示が変更になる予定がある場合は、現在の住居表示の後に、変更後の住居表示を（ ）書きで記入してください。

(5) 「大学の目的」の欄には、当該大学（大学院の場合は、当該大学院）がどのような役割や機能を果たすのかを記入してください。

(6) 「新設学部等の目的」の欄について

① 設置認可申請等の場合

当該申請等に係る学部・学科等（以下「学部等」という。）又は大学院の研究科・専攻（以下「研究科等」という。）においてどのような人材を養成しようとするのかを記入してください。

② 収容定員に係る認可申請等の場合

学部等の目的ではなく、定員を変更する目的を簡潔に記入してください。

(7) 「新設学部等の概要」の欄について

① 「新設学部等の名称」の項について

ア 設置認可申請等の場合

当該申請等に係る学部等又は研究科等の名称を記入してください。

イ 収容定員に係る認可申請等の場合

- ・ 認可申請（大学全体の定員増）の場合は、当該大学の全ての学部等の名称を記入してください。研究科等の名称の記入は不要です。届出（大学全体の定員の増加を伴わない変更）の場合は、当該届出において入学定員等を変更する学部等の名称のみ記入してください。
- ・ 別途届出により設置する学部等がある場合は、それらも含めて記入してください。

② 「入学定員」、「編入学定員」及び「収容定員」の項について

ア 大学の学科、短期大学の学科又は学科の専攻、大学院の研究科の専攻、高等専門学校の学科（以下「学科等」という）を単位として入学定員等を記入してください。それ未満の組織単位で入学定員を設定することは、施設指定申請・免許等の関係が必要な場合及び昼夜開講制のコース設定を行う場合を除いてできません（巻末の「大学の設置手続等に関してよくある質問」1(6)Q55 参照）。「編入学定員」の項には、編入学定員を設ける場合に、編入学を行う年次ごとに編入学定員を記入してください。

※収容定員に係る認可申請等の場合

変更後の各定員（収容定員については学年進行終了時（完成年度）の数）を記入するとともに、定員を変更する学科等については変更前の各定員を下段に（ ）書きで記入してください。なお、学生募集を停止する学科等については、変更後の各定員を「0」として記入してください。

イ 昼夜開講制を実施する場合には、入学定員、編入学定員及び収容定員を昼間主コース、夜間主コースに分けて記入してください。ただし、昼間主コースと夜間主コースの入学定員を分けない場合は、「備考」の欄にその旨記入してください。

ウ 通学課程のほかに通信教育課程を設置している場合の入学定員、編入学定員及び収容定員の合計数は、通学課程、通信教育課程に分けて記入してください。

エ 「新設学部等の概要」の「備考」の欄について

(ア) 設置認可申請等の場合

- ・ 大学院の申請等に係る研究科等に基礎となる学部等がある場合には、「新設学部等の概要」の欄中、「備考」の欄に当該学部等の名称を記入してください。
- ・ 「大学院設置基準」（昭和49年文部省令第28号）第2条の2又は第14条による教育方法の特例を実施する場合には、「新設学部等の概要」の欄中、「備考」の欄にその旨を記入してください。（本書 p.69 作成例参照）
- ・ 専門職大学院の設置に係る認可申請等にあつては、「新設学部等の概要」の欄の「備考」の欄に、「専門職大学院」、「法科大学院」又は「教職大学院」と記入してください。

(イ) 収容定員に係る認可申請等の場合

別途届出により設置する学部等がある場合は「令和〇年〇月届出予定」又は「令和〇年〇月届出済」と記入してください。（本書 p.75 作成例参照）

オ 各項の下方に、当該申請等に係る学部等又は研究科等の各定員の合計をそれぞれ記入してください。なお、編入学年次を複数設定する場合は、編入学定員の合計を年次ごとに分けて記入してください。

※収容定員に係る認可申請等の場合

認可申請の場合は、全ての学部等を通じた各定員の合計を記入（編入学年次を複数設定する場合は、編入学定員の合計を年次ごとに分けて記入）してください。届出の場合は、合計は記入しないでください。

③ 「学位又は称号」の項について

学位の名称（高等専門学校は称号の名称）を記入してください（学位に付記する専攻分野の名称については、設置の趣旨等を記載した書類の「(1) 大学、学部、学科等の設置の場合 ③ 大学、学部・学科等の名称及び学位の名称」（p.111）を参照してください）。

④ 「開設時期及び開設年次」の項について

ア 設置認可申請等の場合

新設の学部等又は研究科等に最初に学生を入学させる時期及び当該時期において入学させる年次を記入してください。編入学を行う場合、編入学を行う年次ごとに、編入学生を受け入れる時期と当該編入学の年次を記入してください。

イ 収容定員に係る認可申請等の場合

定員を変更する学科ごとに、入学定員及び編入学定員を変更する時期及び年次を記入してください。定員を変更しない学科については、開設年度及び年次を記入してください。

⑤ 「所在地」の項について

2以上の校地で教育を行う場合は、学部等ごとに全ての所在地について記入してください。

(8) 「同一設置者内における変更状況」の欄には、当該申請等に係る学部等又は研究科等の開設年度に行う当該大学のその他の学部等又は研究科等や同一設置者の他の大学、短期大学及び高等専門学校の入学定員や名称等の変更、学生の募集の停止について全ての内容を記入してください。本件の審査期間内に別の申請等をしている又は申請等を予定している場合は、その旨も記入してください。

設置認可申請を行う場合で、当該学部等又は研究科等の設置に伴ってその他の学部等又は研究科等の定員の変更を行う場合は、その学部等又は研究科等にアンダーラインを付してください。

(分量が多い場合には、別紙で示すことも可能です。その場合は「同一設置者内における変更状況」には「別紙のとおり」と記載してください。)

<記入例>

○学生募集を停止する場合		
<u>文学部（廃止）</u>		
<u>日本文学科</u>		(△150)
(2年次編入学定員)		(△ 5)
(3年次編入学定員)		(△ 5)
※令和6年4月学生募集停止		
(2年次編入学定員は令和7年4月学生募集停止)		
(3年次編入学定員は令和8年4月学生募集停止)		
○昼間主コース・夜間主コースの区分を廃止する場合		
法学部		
法律学科（昼間主コース）〔定員増〕	(30)	(令和6年4月)
法律学科（夜間主コース）（廃止）	(△ 40)	(令和6年4月)
※昼間主コース・夜間主コースの区分廃止		
○入学定員を変更する場合		
工学部		
機械システム工学科〔定員減〕	(△ 20)	(令和6年4月)
電気電子工学科〔定員増〕	(15)	(令和6年4月)
○当該申請等以外の申請等を行う場合		
看護学部看護学科	(80)	(令和5年3月認可申請)
薬学研究科医療薬学専攻	(20)	(令和5年4月届出予定)
○名称変更を行う場合		
令和6年4月名称変更予定		
工学部→理工学部		
工学部		
建築学科→建築デザイン学科		

※収容定員に係る学則変更届出の省略について

この欄に定員変更（学生募集の停止や入学定員の変更）を記載した場合であって、以下の要件を全て満たす場合は、収容定員に係る学則変更の届出を省略することができます。（大学院の場合は、①、②のみ満たす場合。）

- ① 学部等又は研究科等の設置届出の基本計画書に記載された定員変更であること。
（大学等の設置認可申請である場合は設置前々年度の申請であり手続を行う年度が異なることから、定員変更の届出は省略できません。）
- ② 設置しようとする学部等と同一の大学内、又は設置しようとする研究科等と同一の大学院の収容定員の変更であること。
- ③ 定員変更が既設の学部等に係るものである場合、当該大学全体の収容定員が増加しない変更であること。

併せて、本収容定員の学則変更に伴う設置届出書類の学則には、収容定員の変更を反映させた学則を添付してください。

なお、収容定員に係る学則変更の届出以外の手続については、この欄に記載した場合でも別途手続が必要ですので、御留意ください。

(9) 「教育課程」の欄について

① 設置認可申請等の場合

ア 「新設学部等の名称」の項には、当該申請等に係る学部等の名称を記入してください。

イ 「開設する授業科目の総数」の項には、当該申請等に係る学部等又は研究科等において開設する授業科目の数を、授業の方法の区分ごとに記入してください。実技科目については、「実験・実習」に区分してください。また、各区分の科目数については、「教育課程等の概要」（別記様式第2号（その2の1）又は別記様式第2号（その2の2））の記載内容と整合するように入力してください。

ウ 「卒業要件単位数」の項には、当該申請に係る学部等又は研究科等の卒業又は修了に必要な単位数を記入してください。

② 収容定員に係る認可申請等の場合

認可申請の場合は、全て「-」を記入してください。届出の場合は全て斜線を引いてください。

(10) 「教員組織の概要」の欄について

大学全体として大学設置基準等に定める専任教員数が配置されているか必ず確認してください。

① 「学部等の名称」の項について

ア 設置認可申請等の場合

・ 「新設分」には、当該認可申請及び届出に係る学部等又は研究科等の名称を記入してください。また、当該認可申請及び届出に係る学部等又は研究科等の開設年度と同時期に開設する他の学部等又は研究科等があれば、それらの名称についても記入し、備考欄に「令和〇年〇月認可申請」又は「令和〇年〇月届出済み（予定）」と記入してください。

・ 「既設分」には、当該認可申請及び届出に係る学部等又は研究科等の開設年度における同一大学内の既設の学部等又は研究科等（通信教育課程がある場合は、当該通信教育課程を含む。）の名称を、学科等ごとに記入してください。ただし、既に学生募集を停止しているか、開設年度に学生募集の停止を予定している学部等又は研究科等については記入不要です。また、当該認可申請及び届出に係る学部等又は研究科等の開設年度と同時期に名称変更を行う既設の学部等又は研究科等については、変更後の名称を記入し、備考欄に「令和〇年〇月名称変更届出（予定）」と記入してください。

・ 学部等に係る申請等の場合は、研究科等の記入は不要です。また、研究科等に係る申請等の場合は、学部等の記入は不要です。

・ 学部等又は研究科等以外の教員組織（一般教育部，教養教育センター，共通教育部等）がある場合は、「既設分」の最後に当該組織の名称を記入してください。

イ 収容定員に係る認可申請等の場合

・ 認可申請の場合、当該申請に係る大学の全ての学部等の名称を「新設分」に記入し、「既設分」には「なし」と記入してください。ただし、学部等以外の教員組織（一般教育部，教

養教育センター，共通教育部等）がある場合は「**既設分**」に当該組織の名称を記入してください。

- ・ 届出の場合には，当該届出において収容定員を変更する学部等又は研究科等の名称を「**新設分**」に，その他の学部等の名称を「**既設分**」に記入してください。また，学部等又は研究科等以外の教員組織（一般教育部，教養教育センター，共通教育部等）がある場合は，「**既設分**」の最後に当該組織の名称を記入してください。
- ・ 既に学生募集を停止しているか，開設年度に学生募集の停止を予定している学部等又は研究科等については記入不要です。また，当該認可申請及び届出に係る学部等又は研究科等の定員変更年度と同時期に名称変更を行う既設の学部等又は研究科等については，変更後の名称を記入し，備考欄に「令和〇年〇月名称変更届出（予定）」と記入してください。

② 「専任教員等」の項について

ア 各学科等に所属し授業科目を担当する専任教員（当該申請等に係る大学院の研究科において授業科目の授業を担当せずに研究指導のみを行う教員を含む。）及び助手の人数を記入してください。

イ 学年進行終了時（完成年度）の人数を上段に，開設時（収容定員に係る認可申請等の場合は，定員を変更する年度。以下同じ。）の人数を（ ）書きで下段に記入してください。なお，設置認可申請等の場合，「新設分」の人数については，「教員名簿〔教員の氏名等〕」（別記様式第3号（その2の1）又は別記様式第3号（その2の2））の記載内容と整合するようにしてください。

ウ 「**新設分**」及び「**既設分**」の「計」には，それぞれの専任教員及び助手の総数を記入し，「**合計**」には，大学全体の総数を記入してください。なお，いずれも実数で記入してください。

③ 「兼任教員等」の項について

ア 各学科等の授業を担当する専任教員以外の教員（いわゆる「兼任教員」及び「兼任教員」）の人数を記入してください。

イ 上記「専任教員等」の項と同じく，完成年度及び開設時の人数を上下2段に分けて記入してください。なお，「新設分」の人数については，「教員名簿〔教員の氏名等〕」の記載内容と整合するようにしてください。

ウ 複数の学科等で授業を担当する教員については，授業を担当する全ての学科等に計上してください。

エ 「新設分」及び「既設分」の「計」並びに「合計」は算出不要です。ただし，空欄にはせず「-」を記入してください。

(11) 「教員以外の職員の概要」の欄について

① 「**専任**」及び「**兼任**」の項には，当該申請等に係る大学全体の教員以外の職員数を職種ごとに記入し，学年進行終了時（完成年度）の数を上段に，開設時の数を括弧書きで下段に記入してください。「**計**」の項には，専任と兼任の合計を記入してください。

② 「**職種**」のうち「**図書館専門職員**」とは，大学設置基準第38条等に定める「その機能を十分発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員」を指し，「**その他の職員**」とは，守衛，自動車運転手，作業員等の技能労務職員等が該当します。大学設置基準38条等に定める図

書館に配置される「その他の専任の職員」と、基本計画書で定義する「その他の職員」とは定義が異なりますので、御留意ください。

※1 「教員以外の職員」の「専任」については、勤務実態等から「専任」と認められる場合には、雇用形態が常勤以外の者であっても対象となり得ます。

※2 専任の「図書館専門職員」は、大学設置基準等に定める必置職であるため、御留意ください。

③ 契約職員、派遣職員は、「兼任」に分類してください。なお、TA・RAや、いわゆる「学内アルバイト」として雇用している学生については計上しないでください。

④ 複数の職務を兼務している場合は、主となる職務の欄に記載してください。

(12) 「校地等」の欄について

① 「専用」、「共用」、「共用する他の学校等の専用」の項について

ア 寄宿舍、附属施設用地等の面積を除いた校地面積を記入してください（本書 p.65「大学設置基準上、『校地』に算入される大学用地の考え方」参照）。なお、当該申請等の時点において、開設時期までに運動場又は校舎敷地として整備できる計画である場合には、校地面積に算入してください。

イ 「専用」及び「共用」の項には、当該申請等に係る大学全体の校地面積を区分ごとに記入してください。「専用」には当該大学が専用で使用する校地面積、「共用」には当該大学が他の学校等と共用する校地面積について記入してください。

ウ 「共用する他の学校等の専用」の項には、当該申請等に係る大学が校地を共用する他の学校等が専用で使用する校地面積を記入してください。

エ 校地を共用する学校等がある場合は、「備考」の欄に共用する学校等の名称及び法令上の必要面積（共用する学校等が大学、短期大学、高等専門学校以外（高等学校以下の学校種、専修学校等）の場合には、名称、収容定員及び当該学校を所轄する地方公共団体等が規定する面積基準）を記入してください。大学設置基準等に照らして必要面積を満たすかを確認するための数値のため、必ず記載してください。

② 「その他」の項には、「大学設置基準上、『校地』に算入される大学用地の考え方」において、『校地面積』不算入施設用地に該当する面積を記入してください（申請等書類により、当該面積を確認する場合があります）。

③ 設置する学部等又は研究科等に係る校地部分に借用地がある場合、「備考」の欄に借用面積及び期間を記入してください。

(13) 「校舎」の欄について

① 「専用」、「共用」、「共用する他の学校等の専用」の項について

ア 学年進行終了時（完成年度）の校舎面積（「大学設置基準上、『校地』に算入される大学用地の考え方」参照）を上段に、開設時の校舎面積を（ ）書きで下段に記入してください。

イ 「専用」及び「共用」の項には、当該申請等に係る大学全体の校舎面積を区分ごとに記入してください。「専用」には当該大学が専用で使用する校舎面積、「共用」には当該大学が他の学校等と共用する校舎面積について記入してください。

ウ 「共用する他の学校等の専用」の項には、当該申請等に係る大学が校舎を共用する他の学校等が専用で使用する校舎面積を記入してください。

エ 校舎を共用する学校等がある場合は、「備考」の欄に共用する学校等の名称及び法令上の必要面積（共用する学校等が大学、短期大学、高等専門学校以外（高等学校以下の学校種、専修学校等）の場合には、名称、収容定員及び当該学校を所轄する地方公共団体等が規定する面積基準）を記入してください。大学設置基準等に照らして必要面積を満たすかを確認するための数値のため、必ず記載してください。

② 設置する学部等又は研究科等に係る校舎部分に借用地がある場合、「備考」の欄に借用面積及び期間を記入してください。

(14) 「教室等」欄については、

① 設置認可申請等の場合

学年進行終了時（完成年度）の大学全体の各室数を記入し、「備考」の欄に「大学全体」と記入してください。

② 収容定員に係る認可申請等の場合

ア 認可申請の場合は上記①と同様に記入してください。

イ 届出の場合は全て斜線を引いてください。

(15) 「専任教員研究室」の欄について

① 設置認可申請等の場合

「新設学部等の名称」の項に当該申請等に係る学部等又は研究科等の名称を記入し、「室数」の項に当該学部等又は研究科等の専任教員が執務に使用する研究室の数を記入してください。

② 収容定員に係る認可申請等の場合

ア 認可申請の場合は「新設学部等の名称」の項に「大学全体」と記入し、大学全体について記入してください。

イ 届出の場合は全て斜線を引いてください。

(16) 「図書・設備」の欄について

① 設置認可申請等の場合

ア 「新設学部等の名称」の項には当該申請等に係る学部等又は研究科等の名称を記入し、「図書」等の項には当該学部等又は研究科等に係る数を、学年進行終了時（完成年度）の数を上段に、開設時の数を（ ）書きで下段にそれぞれ記入してください。

イ 当該学部等又は研究科等に係るもの以外に、大学全体で共用するものがある場合は、「備考」の欄に「大学全体での共用分」としてそれぞれの数を記入してください。

ウ 当該学部等又は研究科等に係る数を特定できない場合は、「図書」等の項に大学全体の数をそれぞれ記入し、「備考」の欄に「学部単位での特定不能なため、大学全体の数」と記入してください。

エ 電子ジャーナルについては、学術雑誌の内数として記入するとともに、論文数等ではなく、購読している雑誌のタイトル数を記入してください。

② 収容定員に係る認可申請等の場合

ア 認可申請の場合は「新設学部等の名称」の項に「大学全体」と記入し、大学全体について記入してください。その際、学年進行終了時（完成年度）の数を上段に、開設時の数を（ ）書

きで下段にそれぞれ記入してください。なお、電子ジャーナルについては、学術雑誌の内数として記入するとともに、論文数等ではなく、購読している雑誌のタイトル数を記入してください。

イ 届出の場合は全て斜線を引いてください。

(17) 「図書館」、「体育館」及び「体育館以外のスポーツ施設の概要」の欄について

① 設置認可申請等の場合

ア 大学全体について記入し、「備考」の欄に「大学全体」と記入してください。

イ 「体育館以外のスポーツ施設の概要」の欄については、運動場（グラウンド）は含めないでください。

② 収容定員に係る認可申請等の場合

ア 認可申請の場合は上記①と同様に記入してください。

イ 届出の場合は全て斜線を引いてください。

(18) 「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄には、完成年度に至る全ての年次における状況を、当該申請等に係る学部等又は研究科等について記入してください。ただし、収容定員変更の認可申請及び届出の場合には、大学全体について記入してください。

① 「教員1人当り研究費等」の項には、教員一人当たりの研究費と研究旅費の合計を記入してください。なお、大学院に係る設置認可申請等の場合で、研究費等が学部等又は研究科等と不可分に計上される場合はその金額を按分等することなくそのまま記入し、「備考」の欄に「研究科単位での算出不能なため、学部との合計」と記入してください。

② 「学生1人当り納付金」の項は、学部等又は研究科等ごとに金額が異なる場合は、学部等又は研究科等ごとに記入してください。

③ 図書購入費については、電子ジャーナル、データベース、その他の経費（運用コストを含む。）を計上する場合は、備考欄にその旨を記載してください。（記載がない場合は、それらの整備が予定されていないものと判断します。）

④ 各経費について、完成年度までの間に経費を計上しない年次がある場合は「0千円」と記入してください。なお、設置認可申請等の場合はその理由や経費を計上しないことについて問題が生じないことを「設置の趣旨等を記載した書類」（本書 p.108～135）にて説明してください。

<作成例>

経費の見積り	区 分		開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト含む）を含む。
	教員 1 人当り研究費等	〇〇学科			〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	
△△学科				△△千円	△△千円	△△千円	△△千円	
共同研究費等	〇〇学科			〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	
	△△学科			△△千円	△△千円	△△千円	△△千円	
図書購入費	〇〇学科	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	
	△△学科	△△千円	△△千円	△△千円	△△千円	△△千円	△△千円	
設備購入費	〇〇学科	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	
	△△学科	△△千円	△△千円	△△千円	△△千円	△△千円	△△千円	

(19) 「既設大学等の状況」の欄について

- ① 申請者又は届出者が既に設置している全ての大学（大学院を含む）、短期大学及び高等専門学校について、学校ごとに、当該申請等時点（3月末申請の場合は、「申請の翌年度の4月1日時点」）の状況を記入してください（専攻科及び別科を除く）。
- ② 学生募集を停止している学部等については、入学定員（編入学定員を含む）、収容定員及び定員超過率は「－」と記入し、備考欄に「令和〇〇年より学生募集停止」と記入してください。
- ③ 「収容定員」の欄について、学年進行中の入学定員の増減がある学部等については、申請等時点（3月末申請の場合は、「申請の翌年度の4月1日時点」）の収容定員を記入してください（例えば、入学定員を100名から80名に減らして2年目の学部の学科の収容定員は、360人となります）。また、「備考」の欄に「令和〇年度入学定員増（△〇人）」又は「令和〇年度入学定員減（△〇人）」と記入してください。
- ④ 完成年度を迎えていない学部等については、申請等時点（3月末申請の場合は、「申請の翌年度の4月1日時点」）の収容定員を記入してください（例えば、開設2年目の入学定員100人の学部の学科の収容定員は、200人となります）。
- ⑤ 「定員超過率」について
 - ア 学部全体及び学科ごと（短期大学については学科ごと（専攻課程を置く場合は学科全体及び専攻課程ごと）、大学院については研究科の専攻ごと（博士前期課程と博士後期課程を置く場合は課程ごと）、高等専門学校については学科ごと。以下同じ）に認可の申請をする年度の5月1日現在（4月以前に届出をする場合は、4月1日もしくは届出日等、4月時点での数値で構いません。）の収容定員の数に対する学生数の割合（以下、「収容定員充足率」という。）を記入してください（学生募集停止を行った学部及び学科については記入不要）。
 - イ 収容定員充足率は、小数点以下第2位（第3位を切捨て）まで算出してください。
 - ウ 完成年度を迎えていない学部等については、「33 収容定員の充足状況」(5)⑤ (p.190)を、学年進行中の入学定員の増減がある学部等については、「33 収容定員の充足状況」(5)⑥ (p.191)を参照の上、作成してください。

※ 大学の学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）又は短期大学（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程）若しくは高等専門学校^{（注）}の学科単位で収容定員充足率が一定値以上の学部等がある場合は、認可基準第1条第3号の規定により認可することができませんので、御留意ください。

※ 令和7年度開設の大学の学部等の設置認可申請から、大学の学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）又は短期大学（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程）若しくは高等専門学校^{（注）}の学科単位で収容定員充足率が0.5以下の学部等がある場合は、認可基準告示第1条第4号の規定により認可することができませんので、御留意ください。

例：令和6年4月に開設予定（令和4年度末に認可申請）の霞が関大学〇〇学部全体の収容定員充足率

区 分	項 目	収容定員充足率
霞が関大学 〇〇学部 (合計)	収容定員充足率	(1.00)
	学 生 数	1,345
	収 容 定 員	1,340
××学科 ※R3 開設	収容定員充足率	(1.01)
	学 生 数	304
	収 容 定 員	300
△△学科	収容定員充足率	(1.01)
	学 生 数	607
	収 容 定 員	600
□□学科	収容定員充足率	(0.99)
	学 生 数	434
	収 容 定 員	440

(20) 「附属施設の概要」の欄には、当該申請等に係る大学全体の附属施設について、目的、名称、所在地、設置年月及び規模等を記入してください。特に、大学設置基準第39条に該当する附属施設は必ず記載するとともに、医学を履修する課程又は歯学を履修する課程を置く大学については、附属病院等が「大学設置基準」に適合しているか確認しますので、その目的や規模（面積）等について明確に記入してください。

(21) 補足資料（「組織の移行表」）について

新たな大学、学部等又は研究科等の設置や収容定員の変更等により、法人全体としてどのように組織が移行するのかを示した表（本書 p.84 参照）を「基本計画書」の後に補足資料として添付してください。

作成に当たっては、以下の点に留意してください。

- ・申請者又は届出者が既に設置している大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（以下、「専門学校」という。）について、当該申請等の開設前年度と開設年度の組織の改

編状況（新たな組織の設置，定員変更，名称変更，学生募集停止，組織の廃止等）を記載してください。

- ・開設年度に変更のある組織については，開設年度の欄の方に下線を引いてください（開設前年度の欄の方は下線不要）。
- ・新たな組織を設置する場合，「変更の事由」の欄に「学部の設置（認可申請）」などと記載し，認可による設置か届出による設置かを明らかにしてください。
- ・各学科等の収容定員は，完成年度前であっても完成年度時の収容定員を記入してください（例えば，開設2年目の入学定員100人の学部の学科であっても，収容定員は400人と記入してください。また，収容定員を100人から80人に変更して2年目の学部の学科についても，収容定員は320人と記入してください）。
- ・大学，大学院，短期大学，高等専門学校，専門学校ごとに入学定員，編入学定員，収容定員のそれぞれの合計数を記載してください。

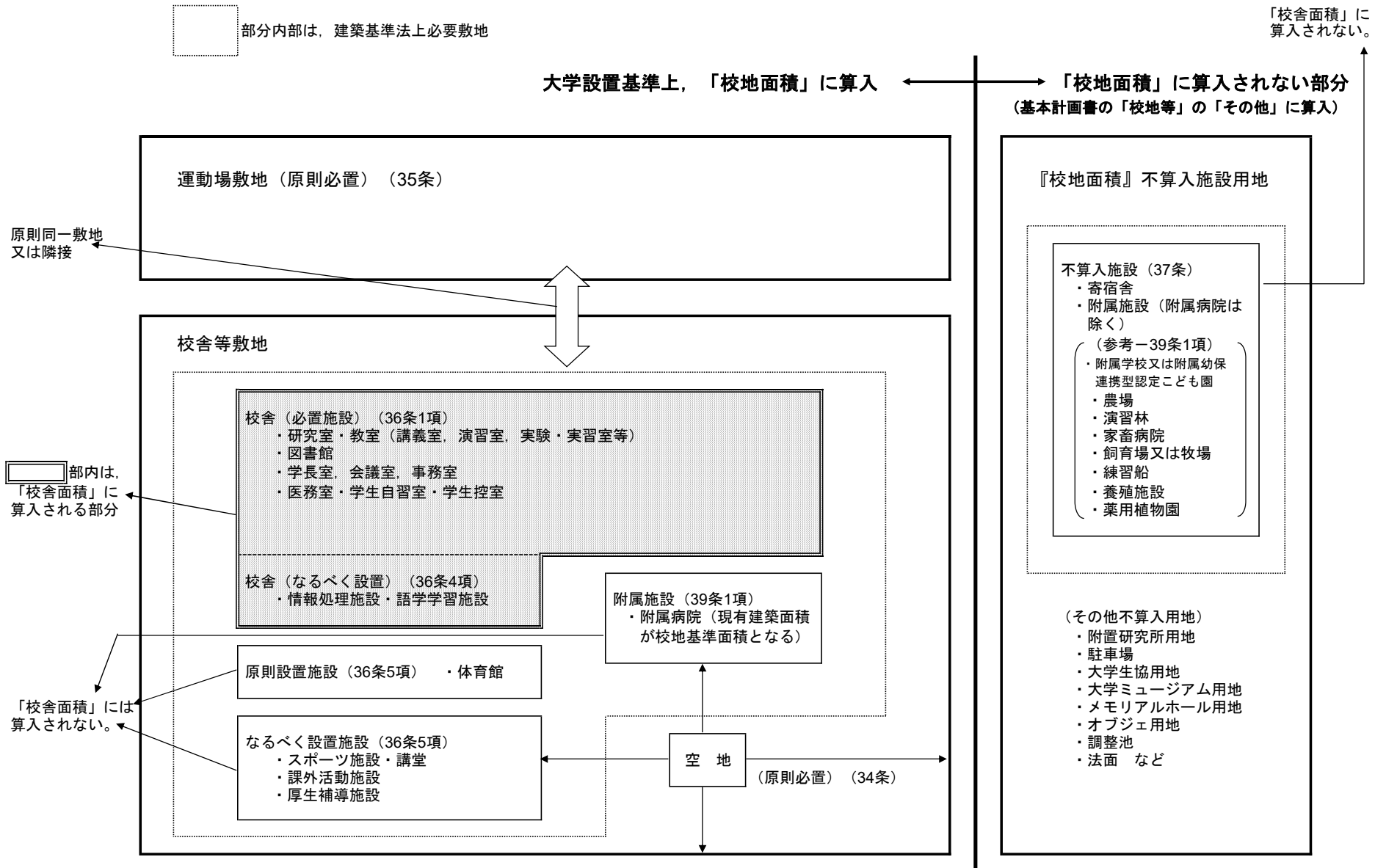
《別記様式第2号（その1の2）》（共同学科等の場合）

- (1) この書類は，申請又は届出に係る学部等の共同設置等に係る基本計画を記入するものです。記入方法については，上記《別記様式第2号（その1）》に準じて，共同教育課程の構成大学ごとに記入してください。
- (2) 「**共同学科等の名称**」の欄には，共同学科等の名称を記載してください。
- (3) 「**共同学科等の目的**」の欄には，上記《別記様式第2号（その1の1）》に準じて，共同学科等の目的（収容定員に係る認可申請等の場合は定員を変更する目的）を簡潔に記入してください。
- (4) 「**共同学科等の概要**」の欄には，共同設置により構成される学部等について，上記《別記様式第2号（その1の1）》に準じて，共同学科等を構成するそれぞれの大学等が有する「入学定員」，「編入学定員」及び「収容定員」を記入し，その合計を右欄に記入してください。
- (5) 「**学位**」の欄には，共同学科等で授与される学位の名称を記入してください。
- (6) 「**開設時期及び開設年次**」の欄は，上記《別記様式第2号（その1の1）》に準じて記入してください。
- (7) 「**教育課程**」の欄は，上記《別記様式第2号（その1の1）》に準じて，共同学科等において開講される大学ごとの科目数を記入し，その合計を右欄に記入してください（収容定員に係る認可申請の場合は「－」を，届出の場合は斜線を記入してください）。
- (8) 「**教員組織の概要**」の欄は，共同学科等を構成するそれぞれの大学から共同学科等に参加する専任教員又は研究指導教員等（研究指導補助教員を含む。）の人数を記入してください。「**その他の教員**」の項は，大学院において研究指導を担当しない専任教員や兼任教員の人数の合計を記入してください。その他記入方法については，上記《別記様式第2号（その1の1）》に準じて記入してください。

なお、専門職大学院である共同専攻の場合は、「専任教員等」の項に記入してください。

- (9) 「**教員以外の職員の概要**」の欄は、上記《別記様式第2号（その1の1）》に準じて、共同学科等を構成するそれぞれの大学全体の人数を記入してください。
- (10) 「**校地等**」，「**教室等**」，「**図書館**」の欄は，《別記様式第2号（その1の1）》に準じて、共同学科等を構成するそれぞれの大学ごとに、当該大学全体の状況を記入してください。
- (11) 「**大学全体の収容定員（うち共同学科に係る収容定員を除いた数）**」の欄は、共同学科等を構成するそれぞれの大学ごとの収容定員を記入し、共同学科等に係る当該大学の収容定員分を除いた定員を（ ）書きで記入してください。
- (12) 「**専任教員研究室数**」，「**図書・設備**」，「**経費の見積もり及び維持方法の概要**」の欄は，《別記様式第2号（その1の1）》に準じて、共同学科等に係る、それぞれの大学の計画を記入してください。
- (13) 「**既設大学等の状況**」の欄には，《別記様式第2号（その1の1）》に準じて、共同学科等を構成するそれぞれの大学ごとに記載してください。

○ 大学設置基準上、『校地』に算入される大学用地の考え方



教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計		助手
新設	法学部 法律学科	人	人	人	人	人	人	人	
		12 (12)	7 (7)	5 (4)	2 (2)	26 (25)	5 (4)	8 (6)	
		政治学科		9 (9)	5 (4)	3 (3)	2 (2)	19 (18)	3 (3)
	通信教育課程 法学部 政治学科		5 (3)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (4)	2 (2)	4 (4)
既設	計		26 (24)	13 (13)	8 (7)	4 (4)	51 (47)	10 (9)	- (-)
	該当なし		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
概要	計		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	合計		26 (24)	13 (13)	8 (7)	4 (4)	51 (47)	10 (9)	- (-)
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		25 (23)		10 (9)		35 (32)		
	技術職員		2 (2)		0 (0)		2 (2)		
	図書館専門職員		1 (1)		2 (2)		3 (3)		
	その他の職員		1 (1)		0 (0)		1 (1)		
計		29 (27)		12 (11)		41 (38)			
校地等	区分	専用	共用		共用する他の学校等の専用	計	丸の内短期大学 (必要面積○○㎡)と共用 借用面積： 10,000㎡ 借用期間：20年		
	校舎敷地	70,000 ㎡	35,000 ㎡		30,000 ㎡	135,000 ㎡			
	運動場用地	0 ㎡	15,000 ㎡		0 ㎡	15,000 ㎡			
	小計	70,000 ㎡	50,000 ㎡		30,000 ㎡	150,000 ㎡			
	その他	1,000 ㎡	4,000 ㎡		5,000 ㎡	10,000 ㎡			
合計	71,000 ㎡	54,000 ㎡		35,000 ㎡	160,000 ㎡				
校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計	丸の内短期大学(必要面積○○㎡)と共用 借用面積：2,000㎡ 借用期間：20年			
	60,000 ㎡ (60,000 ㎡)	25,000 ㎡ (25,000 ㎡)	20,000 ㎡ (20,000 ㎡)		105,000 ㎡ (105,000 ㎡)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体			
	25 室	15 室	8 室	2 室 (補助職員 1人)	2 室 (補助職員 1人)				
専任教員研究室	新設学部等の名称			室数					
	法学部 法律学科			26 室					
	法学部 政治学科			19 室					
	通信教育課程 法学部 政治学科			6 室					
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体での 共用分を含む 図書10,000冊 〔1,000冊〕 学術雑誌 1,000冊 〔200冊〕	
	法学部	30,000 [2,000] (25,000 [1,500])	2,000 [300] (1,500 [250])	500 [50] (300 [30])	950 (900)	9,000 (8,000)	50 (50)		
	計	30,000 [2,000] (25,000 [1,500])	2,000 [300] (1,500 [250])	500 [50] (300 [30])	950 (900)	9,000 (8,000)	50 (50)		

図書館		面積		閲覧座席数			収納可能冊数			大学全体
		2,000 m ²		350			100,000			
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
		2,500 m ²		野球場 1面			テニスコート 5面			
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	※学生納付金は上から、法学部法律学科、法学部政治学科、通信教育課程法学部政治学科
		教員1人当り研究費等		400千円	500千円	500千円	500千円	－千円	－千円	
		共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	－千円	－千円	
		図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	－千円	－千円	
	設備購入費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	55,000千円	－千円	－千円		
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	1,400千円	1,100千円	1,000千円	1,000千円	－千円	－千円				
	1,300千円	1,100千円	1,000千円	1,000千円	－千円	－千円				
	1,000千円	800千円	800千円	800千円	－千円	－千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			雑収入等							
既設大学等の状況	大学の名称	霞が関短期大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	※令和〇年度より学生募集停止（日本文学科）
		年	人	年次人	人		倍			
	英文学科	2	40	－	80	短期大学士（文学）	1.02	昭和62年度	東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	
日本文学科	2	－	－	－	短期大学士（文学）	－	昭和62年度			
こども学科	2	80	－	160	短期大学士（こども学）	1.01	昭和62年度			
附属施設の概要		名称：〇〇総合研究所 目的：〇〇〇の研究 所在地：東京都港区虎ノ門〇丁目〇番 設置年月：平成15年10月 規模等：土地8,000m ² 、建物5,000m ²								

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校舎」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計	大学全体				
	事 務 職 員		25 (23)	10 (9)	35 (32)					
	技 術 職 員		2 (2)	0 (0)	2 (2)					
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	2 (2)	3 (3)					
	そ の 他 の 職 員		1 (1)	0 (0)	1 (1)					
	計		29 (27)	12 (11)	41 (38)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	霞が関短期大学 (必要面積〇〇㎡)と共用				
	校 舎 敷 地	70,000 ㎡	35,000 ㎡	30,000 ㎡	135,000 ㎡					
	運 動 場 用 地	0 ㎡	15,000 ㎡	0 ㎡	15,000 ㎡					
	小 計	70,000 ㎡	50,000 ㎡	30,000 ㎡	150,000 ㎡					
	そ の 他	1,000 ㎡	4,000 ㎡	5,000 ㎡	10,000 ㎡					
合 計		71,000 ㎡	54,000 ㎡	35,000 ㎡	160,000 ㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	霞が関短期大学 (必要面積〇〇㎡)と共用				
		60,000 ㎡ (60,000 ㎡)	25,000 ㎡ (25,000 ㎡)	20,000 ㎡ (20,000 ㎡)	105,000 ㎡ (105,000 ㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	25 室	15 室	8 室	2 室 (補助職員 1人)	2 室 (補助職員 1人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称 経済学研究科 経済学専攻		室 数	14 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体での 共用分を含む 学術雑誌 1,000冊 〔200冊〕		
	経済学研究科	20,000 [1,000] (15,000 [1,000])	1,500 [100] (1,000 [80])	500 [50] (300 [30])	800 (700)	8,000 (7,000)	50 (50)			
	計	20,000 [1,000] (15,000 [1,000])	1,500 [100] (1,000 [80])	500 [50] (300 [30])	800 (700)	8,000 (7,000)	50 (50)			
図 書 館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数	大学全体					
		2,000 ㎡	350	100,000						
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要		大学全体					
		2,500 ㎡	野球場 1面	テニスコート 5面						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	申請研究科全体
		教員1人当り研究費等		400千円	500千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		共同研究費等		3,000千円	3,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
	設備購入費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
	1,400千円	1,200千円	－千円	－千円	－千円	－千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			資産運用収入, 雑収入 等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	霞が関大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	※令和元年度入学定員減(Δ20人)
	文学部	年	人	年次人	人		倍		東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	
	英米語学科	4	120	－	480	学士(文学)	1.02	平成10年度		
	現代文化学科	4	80	－	360	学士(文学)	1.05	平成10年度		
経済学部	4	150	－	600	学士(経済学)	1.01	平成16年度			
経済学科						1.01				
人文学研究科	2	10	－	20	修士(人文学)	1.00	平成14年度			
人文学専攻										

既設大学等の状況	大学の名称	霞が関短期大学							所在地
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	
		年	人	年次人	人		倍		
	英文学科	2	40	-	80	短期大学士(文学)	1.02	昭和62年度	東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
	日本文学科	2	-	-	-	短期大学士(文学)	-	昭和62年度	
	こども学科	2	80	-	160	短期大学士(こども学)	1.01	昭和62年度	
附属施設の概要	名称：〇〇総合研究所 目的：〇〇〇の研究 所在地：東京都港区虎ノ門〇丁目〇番 設置年月：平成15年10月 規模等：土地8,000㎡，建物5,000㎡								

※令和〇年度より学生募集停止(日本文学科)

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計					
	事 務 職 員		25 (23)	10 (9)	35 (32)					
	技 術 職 員		2 (2)	0 (0)	2 (2)					
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	2 (2)	3 (3)					
	そ の 他 の 職 員		1 (1)	0 (0)	1 (1)					
	計		29 (27)	12 (11)	41 (38)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
	校 舎 敷 地	135,000 m ²	0 m ²	0 m ²	135,000 m ²	借用面積： 15,000m ² 借用期間：25年				
	運 動 場 用 地	15,000 m ²	0 m ²	0 m ²	15,000 m ²					
	小 計	150,000 m ²	0 m ²	0 m ²	150,000 m ²					
	そ の 他	10,000 m ²	0 m ²	0 m ²	10,000 m ²					
合 計	160,000 m ²	0 m ²	0 m ²	160,000 m ²						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
		105,000 m ² (105,000 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	105,000 m ² (105,000 m ²)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	25 室	15 室	8 室	2 室 (補助職員 1人)	2 室 (補助職員 1人)					
専任教員研究室		新設学部等の名称 文学部 仏文学科		室 数 15 室						
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体での 共用分を含む 学術雑誌 1,200冊 〔200冊〕		
	仏文学科	30,000 [2,000] (25,000 [1,500])	2,000 [300] (1,500 [250])	500 [50] (300 [30])	950 (900)	9,000 (8,000)	50 (50)			
	計	30,000 [2,000] (25,000 [1,500])	2,000 [300] (1,500 [250])	500 [50] (300 [30])	950 (900)	9,000 (8,000)	50 (50)			
図書館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数		大学全体				
		2,000 m ²	350	100,000						
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
		2,500 m ²	トラック 1面							
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	届出学科全体
		教員1人当り研究費等		400千円	500千円	500千円	500千円	— 千円	— 千円	
		共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	— 千円	— 千円	
		図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	— 千円	— 千円	
	設備購入費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	— 千円	— 千円		
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		1,400千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			資産運用収入、雑収入 等							
既設大学等の状況	大 学 の 名 称	霞が関大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	文学部 国文学科 英文学科	年	人	年次人	人	学士(文学) 学士(文学)	1.02 0.99 1.05	平成10年度 平成10年度	東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	

大 学 の 名 称	霞が関短期大学								所 在 地
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	
		年	人	年次 人	人		倍		
英文学科	2	40	—	80	短期大学士（文学）	1.02	昭和62年度	東京都千代田区霞 が関3丁目2番2号	※令和〇年度より 学生募集停止（日 本文学科）
日本文学科	2	—	—	—	短期大学士（文学）	—	昭和62年度		
こども学科	2	80	—	160	短期大学士（こども学）	1.01	昭和62年度		
附属施設の概要	該当なし								

		(26)	(15)	(11)	(3)	(55)	(6)	(-)	
教員以外の職員の概要	職 種	専 任		兼 任		計			
	事 務 職 員	25 (23)		10 (9)		35 (32)			
	技 術 職 員	2 (2)		0 (0)		2 (2)			
	図 書 館 専 門 職 員	1 (1)		2 (2)		3 (3)			
	そ の 他 の 職 員	1 (1)		0 (0)		1 (1)			
	計	29 (27)		12 (11)		41 (38)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		
	校 舎 敷 地	70,000 m ²	35,000 m ²		30,000 m ²		135,000 m ²		
	運 動 場 用 地	0 m ²	15,000 m ²		0 m ²		15,000 m ²		
	小 計	70,000 m ²	50,000 m ²		30,000 m ²		150,000 m ²		
	合 計	71,000 m ²	54,000 m ²		35,000 m ²		160,000 m ²		
校 舎	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
	95,000 m ² (95,000 m ²)	12,000 m ² (12,000 m ²)		50,000 m ² (50,000 m ²)		157,000 m ² (157,000 m ²)			
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	25 室	15 室	8 室	2 室 (補助職員 1人)	2 室 (補助職員 1人)				
専任教員研究室	新設学部等の名称			室 数					
		大学全体			60 室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	30,000 [2,000] (25,000 [1,500])	2,000 [300] (1,500 [250])	500 [50] (300 [30])	950 (900)	9,000 (8,000)	50 (50)		
	計	30,000 [2,000] (25,000 [1,500])	2,000 [300] (1,500 [250])	500 [50] (300 [30])	950 (900)	9,000 (8,000)	50 (50)		
図 書 館	面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数					
	2,000 m ²	350		100,000					
体 育 館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
	2,500 m ²	野球場 1面		テニスコート 5面					
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等		400千円	500千円	500千円	500千円	－千円	－千円
		共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	－千円	－千円
		図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	－千円	－千円
	設備購入費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	－千円	－千円	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	1,400千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	霞が関大学							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	文学部 国文学科 英文学科	年	人	年次人	人	学士(文学) 学士(文学)	1.02 0.99 1.05	平成10年度 平成10年度	東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

大 学 の 名 称		霞が関短期大学							所 在 地	
学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超 過 率	開 設 年 度		
		年	人	年次 人	人		倍			
英文学科		2	40	-	80	短期大学士（文学）	1.02	昭和62年度	東京都千代田区霞 が関3丁目2番2号	※令和〇年度より 学生募集停止（日 本文学科）
日本文学科		2	-	-	-	短期大学士（文学）	-	昭和62年度		
こども学科		2	80	-	160	短期大学士（こども学）	1.01	昭和62年度		
附属施設の概要		名 称：〇〇総合研究所 目 的：〇〇〇の研究 所 在 地：東京都港区虎ノ門〇丁目〇番 設置年月：平成15年10月 規 模 等：土地8,000㎡，建物5,000㎡								

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計				
	事 務 職 員		25 (23)	10 (9)	35 (32)				
	技 術 職 員		2 (2)	0 (0)	2 (2)				
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	2 (2)	3 (3)				
	そ の 他 の 職 員		1 (1)	0 (0)	1 (1)				
	計		29 (27)	12 (11)	41 (38)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	135,000 m ²	0 m ²	0 m ²	135,000 m ²				
	運 動 場 用 地	15,000 m ²	0 m ²	0 m ²	15,000 m ²				
	小 計	150,000 m ²	0 m ²	0 m ²	150,000 m ²				
	そ の 他	10,000 m ²	0 m ²	0 m ²	10,000 m ²				
合 計		160,000 m ²	0 m ²	0 m ²	160,000 m ²				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計				
		105,000 m ² (105,000 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	105,000 m ² (105,000 m ²)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)				
専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数				
					室				
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
		[]	[]	[]	()	()	()		
	計	[]	[]	[]	()	()	()		
図書館		面積 m ²	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数				
体育館		面積 m ²	体育館以外のスポーツ施設の概要						
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等		400千円	500千円	500千円	500千円	－千円	－千円
		共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	－千円	－千円
		図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	－千円	－千円
	設備購入費	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	90,000千円	－千円	－千円	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	1,400千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入等						
既設大学等の状況	大 学 の 名 称	霞が関大学							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	文学部	年	人	年次人	人		倍		東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
	国文学科	4	120	－	480	学士(文学)	1.02	平成10年度	
	英文学科	4	100	－	400	学士(文学)	0.99	平成10年度	
人文学研究科									
人文学専攻	2	10	－	20	修士(人文学)	1.00	平成14年度		

既設大学等の状況	大学の名称	霞が関短期大学							所在地
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	
		年	人	年次人	人		倍		
英文学科 日本文学科 こども学科		2	40	-	80	短期大学士(文学)	1.02	昭和62年度	
		2	-	-	-	短期大学士(文学)	-	昭和62年度	
		2	80	-	160	短期大学士(こども学)	1.01	昭和62年度	
附属施設の概要	名称：〇〇総合研究所 目的：〇〇〇の研究 所在地：東京都港区虎ノ門〇丁目〇番 設置年月：平成15年10月 規模等：土地8,000㎡，建物5,000㎡								

※令和〇年度より学生募集停止(日本文学科)

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の場合，収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 6 空欄には，「-」又は「該当なし」と記入すること。

校 等	区 分	専 用				共 用				共用する他の学校等の専用				計				専 用 (合 計)		共 用 (合 計)		共用する他の学校等の専用 (合 計)		計													
		専	用	共	用	専	用	共	用	専	用	共	用	専	用	共	用	専	用	共	用	専	用	共	用	専	用	共	用	専	用	共	用	専	用	共	用
地 等	校舎敷地	60,000	m ²	0	m ²	0	m ²	60,000	m ²	100,000	m ²	0	m ²	0	m ²	100,000	m ²	170,000	m ²	15,000	m ²	40,000	m ²	225,000	m ²	230,000	m ²	15,000	m ²	40,000	m ²	285,000	m ²				
	運動場用地	12,000	m ²	0	m ²	0	m ²	12,000	m ²	50,000	m ²	0	m ²	0	m ²	50,000	m ²	0	m ²	15,000	m ²	0	m ²	15,000	m ²	62,000	m ²	15,000	m ²	0	m ²	77,000	m ²				
	小 計	72,000	m ²	0	m ²	0	m ²	72,000	m ²	150,000	m ²	0	m ²	0	m ²	150,000	m ²	170,000	m ²	30,000	m ²	40,000	m ²	240,000	m ²	292,000	m ²	30,000	m ²	40,000	m ²	362,000	m ²				
	そ の 他	12,000	m ²	0	m ²	0	m ²	12,000	m ²	8,000	m ²	0	m ²	0	m ²	8,000	m ²	1,000	m ²	0	m ²	3,000	m ²	4,000	m ²	21,000	m ²	0	m ²	3,000	m ²	24,000	m ²				
	合 計	84,000	m ²	0	m ²	0	m ²	84,000	m ²	158,000	m ²	0	m ²	0	m ²	158,000	m ²	171,000	m ²	60,000	m ²	83,000	m ²	244,000	m ²	605,000	m ²	60,000	m ²	83,000	m ²	748,000	m ²				
大学全体の収容定員 (うち共同学科に)		400 人 (320)				1,260 人 (1,120)				980 人 (900)																											
教 室 等	講義室	34 室				15 室				7 室				64 室				32 室				20 室				60 室				20 室				13 室			
	情報処理学習施設	2 室 (補助職員 1人)				2 室 (補助職員 1人)				3 室 (補助職員 1人)				2 室 (補助職員 1人)				2 室 (補助職員 1人)				2 室 (補助職員 2人)															
	演習室	15 室				7 室				64 室				32 室				20 室				60 室				20 室				13 室							
	実験実習室	7 室				64 室				32 室				20 室				60 室				20 室				13 室											
専任教員研究室数	6 室				10 室				9 室																												
図 書 ・ 設 備	図書	学術雑誌	視聴覚資料	電子ジャーナル	機械器具	標本	図書	学術雑誌	視聴覚資料	電子ジャーナル	機械器具	標本	図書	学術雑誌	視聴覚資料	電子ジャーナル	機械器具	標本																			
	冊	種	種	種	種	種	冊	種	種	種	種	種	冊	種	種	種	種	種																			
	30,000 (2,000)	1,000 (300)	500 (50)	900 (500)	8,000 (5,000)	50 (5)	40,000 (2,000)	2,000 (900)	500 (50)	1,200 (500)	8,000 (5,000)	70 (5)	20,000 (3,000)	1,000 (300)	300 (50)	600 (500)	8,000 (5,000)	30 (10)																			
図 書 館	面積	2,500 m ²	300	100,000	3,500 m ²	400	120,000	2,500 m ²	350	80,000																											
	積閲覧座席数	2,500	300	100,000	3,500	400	120,000	2,500	350	80,000																											
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次				
		第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次					
	教員1人当り研究費等	400 千円	400 千円	400 千円		400 千円	500 千円	500 千円		600 千円	600 千円	600 千円		600 千円	600 千円	600 千円		600 千円	600 千円	600 千円		600 千円	600 千円	600 千円		600 千円	600 千円	600 千円		600 千円	600 千円	600 千円					
	共同研究費等	3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円		3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円		3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円		3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円		3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円		3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円		3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円		3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円					
	図書購入費	4,000 千円	1,500 千円	1,500 千円	1,500 千円	4,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	3,000 千円	1,500 千円	1,500 千円	1,500 千円	4,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	3,000 千円	1,500 千円	1,500 千円	1,500 千円	4,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	3,000 千円	1,500 千円	1,500 千円	1,500 千円	4,000 千円	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円				
	設備購入費	80,000 千円	80,000 千円	20,000 千円	20,000 千円	60,000 千円	60,000 千円	20,000 千円	20,000 千円	30,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	80,000 千円	80,000 千円	20,000 千円	20,000 千円	60,000 千円	60,000 千円	20,000 千円	20,000 千円	30,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	80,000 千円	80,000 千円	20,000 千円	20,000 千円	60,000 千円	60,000 千円	20,000 千円	20,000 千円				
	学生1人当り金納	1,300 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,300 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,300 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,300 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,300 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,300 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,300 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,100 千円	1,100 千円					
	学生納付金以外の維持方法の概要	私立大学等経常経費補助金, 資産運用収入, 雑収入 等				私立大学等経常経費補助金, 資産運用収入, 雑収入 等				運営費交付金 等																											
	備 考																																				

既設学部等の状況	大学の名称	霞が関大学						
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設年度	所在地
	文学部	年	人	年次人	人			東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
	英文学科	4	30	—	120	学士(英文学)	平成10年度	
文学科	4	30	—	120	学士(国文学)	平成10年度		
	心理学科	4	40	—	160	学士(心理学)	平成15年度	
校舎	専用	共用		共用する他の学校等の専用		計		
	30,000 m ² (30,000 m ²)	0 m ² (0 m ²)		0 m ² (0 m ²)		30,000 m ² (30,000 m ²)		
既設学部等の状況	大学の名称	虎ノ門大学						
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設年度	所在地
	法学部	年	人	年次人	人			東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号
	法律学科	4	180	—	720	学士(法学)	昭和48年度	
政治学科	4	50	—	200	学士(政治学)	昭和48年度		
	経済学部	4	50	—	200	学士(経済学)	平成元年度	
校舎	専用	共用		共用する他の学校等の専用		計		
	65,000 m ² (60,000 m ²)	0 m ² (0 m ²)		0 m ² (0 m ²)		65,000 m ² (60,000 m ²)		
既設学部等の状況	大学の名称	丸の内大学						
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設年度	所在地
	工学部	年	人	年次人	人			東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号
	電気工学科	4	120	—	480	学士(工学)	昭和58年度	
機械工学科	4	125	—	500	学士(工学)	昭和58年度		
校舎	専用	共用		共用する他の学校等の専用		計		
	130,000 m ² (100,000 m ²)	10,000 m ² (10,000 m ²)		20,000 m ² (20,000 m ²)		160,000 m ² (130,000 m ²)		

(注)

- 1 共同学科等を設置する場合、別記様式第2号(その1の1)に加え、この書類を作成すること。
- 2 私立の大学の収容定員に係る学則の変更の届出を行う場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 3 大学等の廃止の認可の申請を行う場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 5 空欄には、「—」又は「該当無し」と記入すること。

学校法人〇〇 設置認可等に関わる組織の移行表

(例1) 大学新設の場合

令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
				〇〇大学				大学新設
				保健医療学部				
				リハビリテーション学科	100	10	420	
				鍼灸学科	50	-	200	
				計	150	10	620	
〇〇短期大学				〇〇大学短期大学部				名称変更
福祉学科	100	-	200		0	-	0	令和6年4月学生募集停止
保育学科	100	-	200	保育学科	100	-	200	
情報学科	100	-	200	情報学科	75	-	150	定員変更(Δ25)
計	300	-	600	計	175	-	350	
〇〇専門学校				〇〇専門学校				
リハビリテーション学科	100	-	200		0	-	0	令和6年4月学生募集停止
鍼灸学科	100	-	200		0	-	0	令和6年4月学生募集停止
柔道整復学科	50	-	100	柔道整復学科	30	-	60	定員変更(Δ20)
計	250	-	500	計	30	-	60	

(例2) 学部等の設置、収容定員変更の場合

令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
〇〇大学				〇〇大学				
文学部				人文学部				名称変更
文学科	50	10	230	人文学科	50	10	230	
法学部				法学部				
法律学科	50	10	220	法律学科	30	10	140	定員変更(Δ20)
薬学部				政治学科	20	-	80	学科の設置(届出)
薬学科(6年制)	50	-	300	薬学部				
計	150	10	750	薬学科(6年制)	50	-	300	
				工学部				学部の設置(認可申請)
				工学科	50	10	220	
				計	200	10	970	
〇〇大学大学院								
法学研究科				〇〇大学大学院				
法学専攻(M)	10	-	20	法学研究科				
薬学研究科				法学専攻(M)	10	-	20	
薬学専攻(4年制D)	4	-	16	法学専攻(D)	5	-	15	課程変更(認可申請)
計	14	-	36	薬学研究科				
〇〇短期大学				薬学専攻(4年制D)	4	-	16	
家政学科	40	-	80	計	19	-	51	
看護学科(3年制)	80	-	240	〇〇短期大学				
計	120	-	320	家政学科	0	-	0	令和6年4月学生募集停止
〇〇専門学校				看護学科(3年制)	130	-	390	定員変更(50)
柔道整復学科	50	-	100	計	130	-	390	
計	50	-	100	〇〇専門学校				
				柔道整復学科	30	-	60	定員変更(Δ20)
				計	30	-	60	

6 設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況（別記様式第2号・別添1）

この書類は、届出による設置の場合のみ作成し、当該届出に係る学部等又は研究科等の設置の前後における、大学の授与する学位の種類及び分野（高等専門学校にあつては、学科の分野。以下同じ。）並びに専任教員の所属等について記入してください。

(1) 「学部等の名称」の欄について

① 「届出時における状況」の欄の「学部等の名称」の欄は、

ア 当該届出に係る学部等又は研究科等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等又は研究科等

イ 当該届出に係る学部等又は研究科等に一部の専任教員が所属を移行する既設の学部等又は研究科等のいずれかに該当する組織の名称を、学科等ごとに全て記入してください。なお、学生募集の停止を予定する組織については、名称の後に「（廃止）」と記入してください。

※ 既設の学部等又は研究科等と異なる種類の学位を授与する新設の学部等又は研究科等（例えば、「〇〇学部」→「〇〇研究科」など）へ専任教員が移行する場合については、当該既設の学部等又は研究科等の名称をこの欄に記入する必要はありません。

② 「新設学部等の学年進行終了時における状況」の欄の「学部等の名称」の欄は、当該届出に係る学部等又は研究科等の名称及び「届出時における状況」の欄に記入した学部等又は研究科等（学生募集を停止するものを除く）の名称を記入してください。

(2) 「授与する学位等」の欄について

① 「学位又は称号」は、当該学科等において授与する学位の種類及び専攻分野の名称を記入してください。

② 「学位又は学科の分野」は、当該学科等において授与する学位の分野について、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成15年文部科学省告示第39号）の別表第1又は別表第2に定める学位の分野のうち該当する分野を記入してください。学位の分野が複数含まれる場合は、当該複数の分野を並列して記入してください。学位の分野が特定できない学際領域の場合は、「学際領域」と記入してください。

(3) 「異動先」及び「異動元」の欄について

① 「異動先」の欄は、「届出時における状況」に記入した学部等又は研究科等の届出時における専任教員について、当該届出に係る学部等又は研究科等の学年進行終了時（完成年度）における所属名・人数を記入してください。兼任教員となるなど専任教員でなくなる場合の所属については「その他」、退職をする場合は「退職」と記入してください。

② 「異動元」の欄は、新設学部等又は研究科等に所属する専任教員について、当該届出に係る学部等又は研究科等の設置前の所属（異動のない場合も含む。）を記入してください。新規に採用する専任教員の所属については、「新規採用」と記入してください。

- (4) 「専任教員」の欄については、「届出時における状況」の欄は、届出時における専任教員について、当該届出に係る学部等又は研究科等の学年進行終了時（完成年度）における異動先ごとの数を記入してください。「新設学部等の学年進行終了時における状況」の欄は、当該届出に係る学部等又は研究科等の学年進行終了時（完成年度）における専任教員の数異動元ごとに記入してください。

※ 「助教以上」の欄は、教授、准教授、講師、助教の合計数を記入し、「うち教授」の欄に記入する教授数が「助教以上」の数の内数となるよう記入してください。

7 基礎となる学部等の改編状況（別記様式第2号・別添2）

この書類は、届出による設置の場合のみ作成し、新設の学部等又は研究科等の基礎となる既設の学部等又は研究科等（上記6(1)①アに係る学部等又は研究科等）について、新設の学部等又は研究科等の設置に至るまでの組織の改編状況を、設置認可された学部等又は研究科等まで遡って記載してください。

- (1) 「開設又は改編時期」の欄は、開設又は改編を行った時期を記入してください。
- (2) 「改編内容等」の欄は、開設又は改編の具体的内容を記入してください。
- (3) 「学位又は学科の分野」の欄は、設置又は改編後の当該学科等において授与する学位の分野について、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」の別表第1又は別表第2に定める学位の分野のうち該当する分野を記入してください。学位の分野が複数含まれる場合は、当該複数の分野を並列して記入してください。平成15年度以前に設置した学科等の分野については、認可時の分野を記入してください。
- (4) 「手続の区分」の欄は、「設置認可」、「設置届出」、「名称変更」、「学則変更」（設置又はカリキュラム変更に関するもの）、「学生募集停止」等の別を記入してください。また、どの組織単位に係る設置又は変更なのかわかるように、例えば「設置認可（学部）」、「名称変更（学科）」などと、手続の対象となった組織単位を（ ）書きで併記してください。

(作成例)

別記様式第2号・別添1

(用紙 日本産業規格A4縦型)

設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況

届出時における状況					新設学部等の学年進行 新終了時における状況						
学部等の名称	授与する学位等		異動先	専任教員		学部等の名称	授与する学位等		異動元	専任教員	
	学位又は 称号	学位又は 学科の分野		助教 以上	うち 教授		学位又は 称号	学位又は 学科の分野		助教 以上	うち 教授
法学部 政治学科 (廃止)	学士 (政治学)	法学	政策学部政治経済学科	10	6	政策学部 政治経済学 科	学士 (政治経済 学)	法学 経済学	法学部政治学科	10	6
			その他	2	0				法学部法学科	2	1
			退職	2	2				経済学部経済学科	5	3
			計	14	8				計	17	10
法学部 法学科	学士 (法学)	法学	法学部法学科	13	8	法学部 法学科	学士 (法学)	法学	法学部法学科	13	8
			政策学部政治経済学科	2	1				新規採用	2	1
			計	15	9				計	15	9
			計	15	9				計	15	9
経済学部 経済学科	学士 (経済学)	経済学	経済学部経済学科	10	6	経済学部 経済学科	学士 (経済学)	経済学	経済学部経済学科	10	6
			政策学部政治経済学科	5	3				経済学部経営学科	6	3
			退職	1	1				計	16	9
			計	16	10				計	16	9
経済学部 経営学科 (廃止)	学士 (経営学)	経済学	経済学部経済学科	6	3						
			その他	2	1						
			退職	2	1						
			計	10	5						

別記様式第2号・別添2

(用紙 日本産業規格A4縦型)

基礎となる学部等の改編状況

開設又は 改編時期	改編内容等	学位又は 学科の分野	手続の区分
平成3年4月	法学部法律学科 設置	法学	設置認可(学部)
平成8年4月	経済学部経済学科 設置	経済学	設置認可(学部)
	経済学部経営学科 設置	経済学	
平成8年4月	法学部法律学科 → 法学部法学科	法学	名称変更(学科)
平成16年4月	法学部政治学科 設置	法学	設置届出(学科)
平成16年4月	法学部法学科のカリキュラム変更	法学	学則変更
令和6年4月	政策学部政治経済学科 設置	法学, 経済学	設置届出(学部)
令和6年4月	経済学部経営学科の学生募集停止	—	学生募集停止(学科)

8 教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の1），別記様式第2号（その2の2））

この書類には、当該申請等に係る学部等又は研究科等における教育課程を、大学は学部の学科ごと、短期大学は学科（専攻課程を置く場合は、専攻課程）ごと、大学院は研究科の専攻ごと、高等専門学校は学科ごとに記入してください。

共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その2の1）に代えて、全体の教育課程を別記様式第2号（その2の2）で作成し、併せて、全ての構成大学ごとに別記様式第2号（その2の1）を作成してください。

(1) 「科目区分」及び「授業科目の名称」の欄について

① 「科目区分」の欄には、当該申請等に係る学部等又は研究科等において開設する授業科目について、一定の内容や目的による授業科目のまとまりの名称を適宜記入してください。

高等専門学校の学科にあつては、「高等専門学校設置基準」（昭和36年文部省令第23号）第16条に規定する一般科目及び専門科目の区分を必ず記入してください。

② 「授業科目の名称」の欄には、当該申請等において開設する授業科目名を全て記入してください。当該申請等に係る研究科等において研究指導を授業科目として設定しない場合は、「（研究指導）」と記入してください。

③ 教養教育科目等を全学共通、学部共通などとしているような場合は、当該教養教育科目等を各学科の教育課程の概要にそれぞれ全て記載してください。ただし、他学部等又は研究科等の授業科目を一定の範囲内で当該学部等又は研究科等の単位として認定する場合、他学部等又は研究科等の授業科目について記載する必要はありません。

(2) 「配当年次」，「単位数」，「授業形態」及び「開設大学」の欄について

① 「配当年次」の欄について

ア 各授業科目の配当年次について、教育上の目的に応じて学生に当該授業科目を履修させる年次を記入してください。（ここでは、履修可能な配当年次という意味ではなく、学生に履修を推奨する配当年次という意味です）

イ 1年次から4年次まで毎年度担当する場合は「1・2・3・4」と記入してください。また、大学院の研究指導科目のように年次をまたがって開講する授業科目の場合には、「○～○」（例：3年次から4年次の2年間を通して開講する場合には「3～4」）と記入してください。当該授業科目について、①隔年に開講する場合【隔年】，②1つの授業科目を複数の独立した専門分野ごとに分け、それぞれを複数の教員が担当するオムニバス方式による場合【オムニバス】，③複数の教員が授業科目の1回の授業時間の中で同時に同じ教室で授業を行うような共同で担当する場合（例えば、演習科目でC教授とD助教が2人で指導を行う場合等）【共同】等には、その旨を「備考」の欄に記入してください。

ウ イの配当年次の横に各授業科目の開講時期を記入してください。開講時期によって以下のように入力してください。

前期開講科目→前，後期開講科目→後，通年科目→通，3 学期開講科目→③，
4 学期開講科目→④，休業期間の講義→休

(例) 2, 3 年次のそれぞれの前期開講の配当科目 → 2・3 前
3 年次の前期，後期開講の配当科目 → 3 前・後
3 年次後期開講，4 年次前期開講の配当科目 → 3 後・4 前

エ 学則で「春学期」「秋学期」など前・後期とは異なる名称の場合でも，前・後期と同様の区分である場合は，「前・後期」と記入してください。

「前・後期」の考え方に当てはまらない場合，前・後期と標記することが適切でない場合は，学則を踏まえ適切に標記するとともに，「設置の趣旨等を記載した書類」において，その考え方を説明してください。

② 「単位数」の欄について

ア 各授業科目ごとに与える単位数について，必修科目，選択科目及び自由科目のうち該当する区分に記入してください。大学院において，研究指導を授業科目として設定しない場合は，「-」と記入してください。

「必修科目」…当該学科等の教育目的を達成するため，卒業要件として修得を必要としている科目。

「選択科目」…学生の履修目的に応じて選択し，修得単位を卒業要件に参入する科目。（選択必修科目を含む）

「自由科目」…単位認定できるが卒業要件に算入しない科目。

イ 「大学設置基準」第 32 条第 2 項ただし書に規定する授業時間制をとる場合，当該授業科目を履修する授業時間数を（ ）書きで記入してください。

③ 「授業形態」の欄には，各授業科目の授業形態について，講義，演習及び実験・実習のうち該当する区分に「○」を記入してください。実験及び実技については，実験・実習に区分してください。演習と実験など 2 以上の方法により授業を行う場合は，主たる形態以外の授業形態に「※」を付し「備考」の欄にその方法を記入してください。

④ 共同学科等を設置する場合（様式第 2 号（その 2 の 2））の「開設大学」の欄には，当該授業科目を開設する大学名を記載してください。

(3) 「専任教員等の配置」の欄について

① 完成年度における状況を，授業科目ごとに，当該授業科目を担当する専任教員及び助手の数について，1 年間の延べ開講数を問わず実人数を記入してください。

② 兼担，兼任の教員が担当する場合，備考に担当する教員の数「兼○」として記入してください。人数は兼担，兼任を合算した数としてください。また，専任教員が担当する科目であっても，同時に兼担・兼任の教員が担当する場合は人数を記入してください。（この数は，様式第 3 号（その 2）と整合するように注意してください）

③ 同一の授業科目について同一の職位の教員が複数担当する場合（同一の授業科目について，複数の独立した専門分野ごとに分け，それぞれを複数の教員が担当するオムニバス方式の場合，複数教員が共同で担当する場合，複数のクラスを設定する場合等）には，その合計人数を記入して

ください。

- ④ 小計は科目区分ごとの教員の実数、合計は教員全体の実数を記入してください。したがって、小計の積算と、合計欄の数字は一致しなくても構いません。

※大学設置基準等において大学は、教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師または助教に担当させるものとされていることを踏まえ、専任教員の配置は十分に検討してください。

- (4) 「学位又は称号」の欄は、学位の名称（高等専門学校は称号の名称）を記入してください（学位に付記する専攻分野の名称については、設置の趣旨等を記載した書類の「(1) 大学、学部、学科等の設置の場合 ③ 大学、学部・学科等の名称及び学位の名称」(p.111)を参照してください)

- (5) 「学位又は学科の分野」の欄は、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」の別表第 1 又は別表第 2 に定める学位の分野のうち、当該申請等に係る学科等の教育内容に対応した学位の分野（高等専門学校は学科の分野）を記入してください。学位の分野が複数含まれる場合は、当該複数の分野を並列して記入してください。なお、構成分野が複数にまたがるが、主となる分野が存在する場合は、他の分野の要素があっても主となる分野のみを記入してください。学位の分野が特定できない学際領域の場合は、「学際領域」と記入してください。

- (6) 「卒業要件及び履修方法」の欄には、卒業又は修了の要件及び履修方法（科目区分ごとの履修条件、コース選択に係る履修条件等）をできるだけ詳細に記入してください。また、履修科目の登録の上限を設定している場合は上限単位数を記入してください。

なお、博士課程（前期）の設置等において、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験に代えて、博士論文研究基礎力審査を修了要件とする場合は、「卒業要件及び履修方法」の欄に、その旨を記載してください。

- (7) 共同学科等を設置する場合（別記様式第 2 号（その 2 の 2））の「開設大学」及び「開設単位数（必修）」の欄には、開設大学ごとの開設単位数を記入し、（ ）書きで必修科目数を記入してください。

- (8) 「授業期間等」の欄について

① 「1 学年の学期区分」は、1 年を何期に分けているか（例えば前期・後期なら 2 期）を記入してください。

② 「1 学期の授業期間」は、①の 1 学期が何週間にわたるかを記入してください。

③ 「1 時限の授業時間」は、時間割上の 1 時限が何分間で設定されているかを記入してください。

(9) その他

- ① 当該申請等において、「大学設置基準」第 23 条ただし書又は「短期大学設置基準」第 9 条ただし書による授業を行う場合は、当該授業科目の「備考」の欄に「集中」と記入してください。ただし、(7)「授業期間等」に記載した授業期間が「大学設置基準」第 23 条ただし書又は「短期大学設置基準」第 9 条ただし書に該当する場合は、当該授業期間以外で行う授業がある場合に記入してください。
- ② 当該申請等において「大学設置基準」第 25 条第 2 項、「短期大学設置基準」第 11 条第 2 項又は「高等専門学校設置基準」第 17 条の 2 第 1 項の方法による授業を行う場合は、当該授業科目の「備考」の欄に「メディア」と記入してください。
- ③ 同一の授業内容を複数の独立した専門分野ごとに分け、それぞれを複数の教員が担当するオムニバス方式の授業を行う場合は、「備考」の欄に「オムニバス」と記入してください。
- ④ 通信教育の開設に係る申請等の場合は、下の表の左欄に掲げる「大学通信教育設置基準」（昭和 56 年文部省令第 33 号）第 3 条又は「短期大学通信教育設置基準」（昭和 57 年文部省令第 3 号）第 3 条に規定する授業の方法に応じて、当該授業科目の「備考」の欄にそれぞれ同表右欄に掲げる区分記号を記入してください。これらの授業方法を複数併用する場合は、併用する方法を全て記入してください。

授 業 の 方 法	区分記号
印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（専門職大学院に係る申請又は届出を除く）	印刷教材
主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（専門職大学院に係る申請又は届出を除く）	放送
「大学設置基準」第 25 条第 1 項又は「短期大学設置基準」第 11 条第 1 項の方法による授業	面接
「大学設置基準」第 25 条第 2 項又は「短期大学設置基準」第 11 条第 2 項の方法による授業	メディア

- ⑤ 2 以上の校地で教育を行う場合は、別記様式第 2 号（その 2 の 1）（又は別記様式第 2 号（その 2 の 2））に加え、校地ごとの教育課程等の概要書類を作成して後ろに添付してください。その場合、様式の右上に校地の名称を記入してください。

注) 2 以上の校地で教育を行う場合とは、申請等に係る学部等の教育を 2 以上の校地で行う場合のことをいい、例えば、申請に係る A 学部の教育を a 校地、b 校地でそれぞれ行う場合を言います。一方で、既設の A 学部、B 学部の教育を a 校地で、申請に係る C 学部の教育を b 校地のみで行う場合は、2 以上の校地で教育を行う場合には該当しません。以下、設置の趣旨等を記載した書類や別記様式第 3 号（その 2 の 1）又は別記様式第 3 号（その 2 の 2）においても同様の考え方です（2 以上の校地で教育を行う場合の具体的な事例については、「11 2 以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況」(2)①を参照してください）。

- ⑥ 大学院に係る案件、通信教育課程の併設に係る案件及び届出設置に係る全案件については、設置する学科等の申請時点（3 月末申請の場合は、「申請の翌年度の 4 月 1 日時点」）の教育課程等の概要と併せて、下の表の左欄に掲げる案件の内容に応じて、同表右欄に掲げる組織の教育課

程等の概要を作成し添付してください。

案件の内容	作成・添付が必要な組織	
	認可申請の場合	設置届出の場合
大学院，大学院の研究科，研究科の専攻の設置（独立大学院を除く）	基礎となる学部等	左記「認可申請の場合」に添付するものに加えて，当該届出に係る学部等又は研究科等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等又は研究科等のうち，新設学部等の基礎となる全ての学部等又は研究科等 ※届出時の教育課程等の概要を作成してください。
研究科の専攻の課程の変更（博士後期課程の設置）	基礎となる修士課程（博士前期課程）及び学部等 ※独立大学院の場合は学部等不要	
既設の通学制の学部等で併せ行う通信教育課程の開設	併設する通学制の学部等	
既設の通信教育課程を併せ行う通学制の学部等の設置	併設する通信教育課程	
上記以外の案件	—	

<作成例>

別記様式第2号（その2の1）

2以上の校地で教育を行う場合は、校地毎にも作成する。

丸乃山キャンパス

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教育課程等の概要															
(法学部法学科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門基礎科目	●●●● 概論	1前	2			○			1	1					共同 隔年 兼2 兼1 オムニバス・共同（一部） 兼1 兼1 兼2 兼2 集中 兼1
	○○○ 概論（基礎）	1前	2			○			2						
	◇◇◇◇	1・2後		2		○									
	△△△ 論Ⅰ（基礎）	1・2前		2		○			1						
	△△△ 論Ⅱ（応用）	1後～2前		2		○			1						
	△△△ 論Ⅲ（発展）	3前		2		○			1						
	××× 論	2前		2		○									
	\$\$\$ 学	2前		2		○									
	%% % 学	2前		2		○					1				
	## # 史	1・2後		2		○					1				
	** * 法	1・2後		2		○									
	◎◎◎ 法	2・3後		2		○									
	△△△ 史	1・2前		2		○			1			1			
	○○○ 概論	1・2後		2		○					1				
	○○○ 総論	1・2前		2		○									
	△▼△ 論	1・2後		2		○			1						
	×××Ⅰ（基礎）	1・2前	2			○			1						
	×××Ⅱ（応用）	2・3後	2			○			2						
	■■■ 基礎演習	2後	2				○		2						
小計（19科目）	—	—	10	28	0	—	—	6	3	2	2	0	兼8	—	
専門応用科目	○○○ 概論（応用）	3後	2			○			2						メディア メディア メディア 兼2 兼2 兼1 ※実験 ※実験
	■■■■ 論	2・3後	2			○			1	1					
	○○○ 法	2・3前		2		○			1						
	◇◇◇ 法	2・3前		2		○			1			1			
	◇◇◇ 史	3・4前		2		○					1				
	▼▼▼ 総論	3・4前	2			○			1						
	□□□ 学	3・4後		2		○									
	\$\$\$ 論	3・4後		2		○									
	▽▽▽ 学	3後		2		○									
	## # 学（応用）	4後		2		○			1	1					
	○○○ 研究	3後				○			3						
	××× 研究	3後				○			2	1					
	□□□ 発展演習	4後				○			3						
■■■ 発展演習	4後				○			2	1						
◆◆◆ 発展演習	4後				○			3							
小計（15科目）	—	—	9	4	1	1	0	9	4	1	1	0	兼3	—	
総合演習	3通	4				○		9	2						
卒業論文	4通	4				○		9	2						
小計（2科目）	—	—	8	0	0	—	—	9	4	0	0	0	0	—	
合計（36科目）	—	—	○○	○○	○○	—	—	10	6	2	2	0	兼11	—	
学位又は称号	学士（法律学）		学位又は学科の分野			法学関係									
卒業要件及び履修方法							授業期間等								
必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 （履修科目の登録の上限：44単位（年間）） なお、専門応用科目の選択科目のうち、○○○法、◇◇◇法、◇◇◇史から2単位を選択必修とする。							1学年の学期区分			2学期					
							1学期の授業期間			15週					
							1時限の授業時間			90分					

教育課程等の概要 (共同学科等)																	
(共同政治経済学部政治経済学科)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	開設大学	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
○ ○ 科目	●●●● 概論	1前	A大学	2			○			1					兼1 兼3 オムニバス 兼1 兼1		
	▼▼▼▼ 総論	1・2前	A大学	2			○			1							
	□□□学	1・2前	A大学	2			○										
	\$\$\$ 論	1・2後	A大学		2		○										
	□□論	1後～2前	C大学		2		○			1							
	△△△論 I (基礎)	3・4前	A大学	2			○										
	△△△論 II (応用)	3・4後	B大学	2			○			1							
	△△△論 III (発展)	3・4後	B大学		2		○				1						
	xxx論	3・4後	C大学		2		○										
	小計 (9科目)	—			10	8	0		—		4	1	0	0		0	兼6
△ △ 科目	▼▼▼▼ 総論	1・2前	B大学		2		○			1		1			兼1 兼1 メディア メディア 兼1		
	○○○ 概論	1・2後	C大学		2		○										
	○○○ 総論	1・2前	C大学		2		○			1		1					
	△▼△ 論	1・2後	B大学		2		○										
	□□□学	2・3前	C大学		2		○					1					
	\$\$\$ 論	2・3前	A大学		2		○			1	1						
	▽▽▽学	3・4前	C大学		2		○										
	###学 (応用)	3・4前	A大学		2			○				1					
	小計 (8科目)	—			0	16	0		—		3	2	2	0		0	兼3
□ □ 科目	○○○ 概論	2・3前	A大学	2			○			1			1		兼1 兼1 オムニバス		
	■■■ 論	2・3前	B大学	2			○										
	○○○ 論	2・3後	B大学		2		○					1					
	■■■ 論	2・3後	B大学		2		○										
	○○○ 法	3・4前	B大学		2		○						1				
	◇◇◇ 法	2・3後	C大学		2		○			1	1			1			
小計 (6科目)	—			4	8	0		—		2	2	0	2	0	兼2		
△ △ 演習	###学 (応用)	4後	B大学		2							1					
	○○○ 研究	3後	A大学		2							1					
	xxx 研究	3後	A大学		2					1							
	□□□ 発展演習	3前	C大学	4					○			1					
	■■■ 発展演習	3後	A大学		4				○			1	1				
	◆◆◆ 発展演習 1	4前	B大学		4				○			1					
	◆◆◆ 発展演習 2	4後	B大学		4				○			1					
小計 (7科目)	—			0	22	0		—		3	4	1	0	0			
合計 (30科目)							○○	○○	○○		—		10	5	3	1	0
学位又は称号		学士 (政治経済学)		学位又は学科の分野			法学関係										
卒業要件及び履修方法				開設大学		開設単位数 (必修)		授業期間等									
必修科目20単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限: 44単位 (年間)) なお、△△科目の選択科目のうち、△▼△論、□□□学から2単位を選択必修とする。				A大学		62 (10)		1学年の学期区分				2期					
				B大学		62 (4)		1学期の授業期間				15週					
				C大学		40 (4)		1時限の授業時間				90分					

9 授業科目の概要（別記様式第2号（その3の1））， 別記様式第2号（その3の2））・シラバス（授業計画）

この書類には、当該申請等に係る学部等又は研究科等において開設する全ての授業科目（一般教養科目（全学共通，学部共通科目を含む。）についても記載してください）及び研究指導の内容を記入してください。

共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その3の1）に代えて、全体の授業科目の概要を別記様式第2号（その3の2）で作成し、併せて、全ての構成大学ごとに別記様式第2号（その3の1）を作成してください。

- (1) 「科目区分」及び「授業科目の名称」の項の記載順序は、「教育課程等の概要」（別記様式第2号（その2の1）又は別記様式第2号（その2の2））の記載順序と整合させてください。

当該申請に係る研究科等において研究指導を授業科目とし設定しない場合は、「授業科目の名称」欄に「（研究指導）」と記入してください。

（科目区分を2つ以上設ける場合には、適宜，行を増やしてください。）

- (2) 共同学科等を設置する場合（別記様式第2号（その3の2））の「開設大学」の項は、当該授業科目を開設する大学名を記入してください。

- (3) 「講義等の内容」の項について

① 当該授業科目の授業形態，目標，授業計画等の概要を200～400字程度を目安として記入してください。

② 同一の授業科目について、複数の独立した専門分野ごとに、それぞれを複数の教員が担当するオムニバス方式や複数の教員が共同で異なる役割を担当する場合には、当該授業科目の全体の概要とともに、教員ごとの氏名，担当する回数及び内容を記入してください。また、教員名の前には調書番号（本書 p.144 参照）を記入してください。

※教員の氏名を記入する際、旧姓等の通称名を使用している教員については、通称名のみの記入で構いません（（ ）書きでの本名の併記は不要です）。

③ 大学院に係る申請において、研究指導に関する科目を一つの授業科目として設定し複数の教員が担当することとする場合は、各教員の研究指導する専門領域や研究テーマの概要を教員ごとに記入するとともに、教員名の前に調書番号を記入してください。

※授業科目名として「英語Ⅰ（基礎）」，「英語Ⅱ（応用）」などナンバー表示や（ ）書き表示が付されている場合は、それぞれ独立した授業科目となりますので、科目ごとに枠を設けてそれぞれの講義等の内容を記入してください。

※この書類に記載された講義等の内容に基づいて教員審査を行います。記載が不十分であったり内容が不正確であったりすると、正確な審査が行えず、判定を保留とすることがありますので、作成に当たっては講義や研究指導の内容が正確に理解できるものとなるよう留意してください。

(4) 隔年に開講する授業科目，複数の独立した専門分野ごとに，それぞれを複数の教員が担当するオムニバス方式による授業科目，複数の教員が共同で担当する授業科目の場合には，その旨（「隔年」，「オムニバス方式」，「共同」の別）を「備考」の欄に記入してください。

(5) 演習と実験など二つ以上の方法で授業を行う場合，それぞれの授業時間数を「備考」の欄に記入して下さい。

(6) 授業の全てを外国語で行う場合は，講義等の内容を当該外国語で記入しても構いませんが，その場合は和訳を併記してください。なお，外国語で記入した部分については，上記(3)で示した文字数の目安の範囲外とします（和訳の部分を上記文字数の目安の範囲内で作成してください）。

(7) 「シラバス（授業計画）」について

学部，短期大学の学科，学部の学科に係る申請の場合，「教員の氏名等」（別記様式第3号（その2の1））に記載の各専任教員が担当する全ての授業科目について，「大学設置基準」第25条の2に規定するシラバスを添付してください。

大学院，研究科，研究科の専攻に係る申請（専門職大学院を含む）の場合には，全ての授業科目について，「大学院設置基準」第14条の2，「専門職大学院設置基準」第10条に規定する各授業科目のシラバス（授業計画）を添付してください。

上記いずれの場合も，科目の順序は「教育課程等の概要」の記載順序に準拠してください。また，冒頭に目次を付してください。

様式は任意ですが，学生に実際に示す様式内容を添付してください。なお，学生の計画的な学修に資するよう，授業の概要，到達目標，各回の授業内容や成績評価基準等はできるだけ具体的かつ明確に記載にするとともに，ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーと整合するよう留意してください。

成績評価の基準については，上記に示す大学設置基準等に照らして，客観性及び厳格性に疑義がある記載（例：「平常点」や「出席点」など）がないかを必ず点検してください。

10 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況

(別記様式第2号・別添3)

この書類には、申請等に係る学部等の教育研究を2以上の校地において行う場合に、校地ごとの教員組織、施設・設備等の内容を記入してください。

※ 「2以上の校地で教育を行う場合」とは、申請等に係る学部等の教育を2以上の校地で行う場合のことをいい、例えば、申請に係るA学部の教育をa校地、b校地でそれぞれ行う場合を言います。

一方で、申請に係るA学部の教育をa校地で、既設のB学部の教育をb校地で行う場合は、2以上の校地で教育を行う場合には該当しません。また、申請に係るA学部の教育をa校地で、既設のB学部の教育をa校地及びb校地で行う場合も該当しません。

収容定員に係る学則変更については、収容定員変更を行う学部・学科等（通信教育課程を除く。）の教育研究を2以上の校地において行う場合にはこの書類を作成してください。

なお、通信教育課程の開設については、この書類の作成は不要です。

(1) 「学部」及び「校地」の欄について

① 「学部」の欄には、申請に係る学部等の名称を全て記入してください。その他の学部等については、申請に係る学部等の次の列に「既設学部等」の欄を設けてください。なお、学部設置の場合には学部・学科のみ、大学院設置の場合には大学院のみを記入してください。

また、当該申請又は届出の前に、既に認可申請又は届出がされている未開設学部等がある場合は、既設学部等に含めてください。

② 「校地」の欄には、校地名称を校地ごとに記入してください。なお、校地名称は、別記様式第2号（その2の1）又は（その2の2）及び別記様式第3号（その2の1）又は（その2の2）でも必要となりますので名称を統一して記入してください。

(2) 「最大受入定員」、「収容定員」、「在学者数」、「専任教員」、「校地面積・校舎面積」及び「区分」の欄について

① 「最大受入定員」の欄には、学部・学科等ごと校地ごとの数値を記入してください。具体的には大きく以下のケースに分けられますのでこれを参考に記入してください。

ア 学部等ごとに教育研究を行う校地が分かれており、申請等に係る各学部が各校地で4年間の教育を完結して行う場合（複数学部を有する大学新設又は複数学科の同時設置等のケース）
学生が校地間を往来しないことから、校地欄に学部・学科等ごとの収容定員数を記入してください。

（例：A校地 200人（A学部A学科） B校地 200人（B学部B学科） 収容定員 400人）

イ 法令上の組織の最小単位である学部の学科等が、コースの設定等により更に区分されている場合であって、当該各コースの選択により教育研究を行う校地が分かれる場合（コース別）

（例：A校地 200人 B校地 200人 収容定員 400人）

ウ 一つの学部等が2以上の校地に分かれて同一の教育内容を実施し、各校地で4年間の教育を完結して行う場合（いわゆるキャンパス選択型）

それぞれの校地で受け入れる学生定員の上限が決まっている場合はその数値を、収容定員

相当の学生を受け入れることが可能な場合には収容定員と一致するよう記載してください。

(例：A校地 300人 B校地 200人 C校地 300人 収容定員 400人)

エ 学年ごとに教育研究を行う校地が分かれる場合 (A校地では1年生の教養教育, B校地では2~4年生の専門教育)

それぞれの校地に入学定員と同数の学生を受け入れることから,それぞれの校地に受入人数 (入学定員×学年数) を記入してください。

(例：A校地 100人 B校地 300人 収容定員 400人)

オ 一部の科目あるいは決められた曜日のみ別校地で教育研究を行う場合
想定される履修者数等をベースに記入してください。

(例：4年生のゼミ科目をB校地で行う場合：A校地 400人 B校地 100人 収容定員 400人)

② 「収容定員」の欄には,学部・学科等ごと校地ごとの収容定員数を記入してください。なお,校地ごとの収容定員数を定めていない場合には,その旨が明確となるよう「設定なし」と記載してください。

③ 「在学者数」の欄には,学部・学科等ごと校地ごとの実際の在学者数を記入して下さい。(収容定員に係る学則変更の場合のみ記入。学部等の設置認可申請の場合は「-」を記入。)

④ 「専任教員」の欄には,学部・学科等ごと校地ごとの専任教員数を記入してください。この場合,授業を担当する校地に着目して専任教員数に算入してください。例えば,研究はA校地のみ,授業はB校地のみで行う場合には,当該教員はB校地の専任教員にカウントしてください。開設時の専任教員数を()内に,()外には学年進行終了時(完成年度)の数値を記入してください。同一の専任教員が複数の校地で授業を担当する場合には,ダブルカウントし,備考欄に内訳を記入してください。

⑤ 「校地面積・校舎面積」の欄には,校地ごとの面積を記入してください。開設時の数値を()内に,()外には学年進行終了時(完成年度)の数値を記入してください。

⑥ 「区分」の欄には,①のケースを参考に,以下のいずれかを選択して下さい。

ア 「各校地で4年間の教育を完結して行う場合」

イ 「コース別に校地の設定がされている場合」

ウ 「キャンパス選択型の場合」

エ 「学年ごとに教育研究を行う校地が分かれる場合」

オ 「一部のみ別校地で教育研究を行う場合」

カ その他の場合(上記ア~オのいずれかの組合せの場合を含む)

(3) 「学部及び校地ごとにおける教育内容」及び「備考」の欄について

① 「学部及び校地ごとにおける教育内容」の欄には,学部・学科等ごとに各校地で実施する教育内容を,作成例を参考に記入してください。なお,「既設の学部学科」の欄の記載の必要はありません。

② 「備考」の欄には,(2)④やその他特記事項がある場合に記入してください。

(5) 「施設・設備等」の欄について

① 施設・設備等に列挙した項目について,各校地全体(既設の学部等の施設・設備等を含む。)

の数値等を記入してください。

- ② 「事務職員」については、専任の事務職員数を記入してください。
- ③ 「研究室」について、専任教員に個室が割り当てられていない場合には、備考欄に具体の研究室の振り分けを記載してください。
- ④ 「図書館」について、校地間で転送サービス等、学生の利便を考慮した利用方策があればその旨記載してください。
- ⑤ 「運動場」の「備考」の欄について、「有」の場合には、それぞれの運動場用地の所在地、面積を記載してください。また、運動場が校舎の隣接地にない場合には、その旨を記載してください。なお、「無」の場合には、大学設置基準等を踏まえ、運動場を設けない理由及び運動場と同等の効用が得られる代替措置を講じており、教育研究上支障がない旨の説明を記載してください。

<作成例>

別記様式第2号・別添3

2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況

学部	A校地					B校地					C校地					学部及び校地ごとにおける教育内容	備考
	最大受入定員	収容定員	在学者数	専任教員	校地面積 校舎面積	最大受入定員	収容定員	在学者数	専任教員	校地面積 校舎面積	最大受入定員	収容定員	在学者数	専任教員	校地面積 校舎面積		
A学部A学科	・・・人	・・・人	・・・人	・・・人 (・・・人)	/	・・・人	・・・人	・・・人	・・・人 (・・・人)	/	・・・人	・・・人	・・・人	・・・人 (・・・人)	/	1～2年次はA校地で教養教育を実施、3～4年次はB校地で専門教育を実施、一部の実習等に関する教育のみC校地で実施。	
B学部B学科	・・・人	・・・人	・・・人	・・・人 (・・・人)		・・・人	・・・人	・・・人	・・・人 (・・・人)		一人	一人	一人	一人 (一人)		1～2年次はA校地で教養教育を実施、3～4年次はB校地で専門教育を実施。	A校地とB校地のそれぞれで授業を担当する教員は2名。
既設の学部学科	・・・人	・・・人	・・・人	・・・人 (・・・人)		・・・人	・・・人	・・・人	・・・人 (・・・人)		・・・人	・・・人	・・・人	・・・人 (・・・人)			
計	・・・人	・・・人	・・・人	・・・人 (・・・人)		〇〇m ² 〇〇m ² (m)	・・・人	・・・人	・・・人		・・・人 (・・・人)	〇〇m ² 〇〇m ² (m)	・・・人	・・・人		・・・人	・・・人 (・・・人)

※収容定員欄には、収容定員の設定がされていない場合は、「設定なし」と記載すること。

※専任教員欄、校舎面積欄の()は開設時、()外は完成時の数値を記載すること。

※専任教員数について、同一の専任教員が複数の校地で授業を担当する場合には、ダブルカウントし、ダブルカウントする教員の内訳を備考欄に記載すること。

施設・設備等	A校地	B校地	C校地	備考
学長室	・・・室	・・・室	・・・室	
会議室	・・・室	・・・室	・・・室	
事務室	・・・室	・・・室	・・・室	
事務職員	・・・人	・・・人	・・・人	
研究室	・・・室	・・・室	・・・室	A校地については、共同研究室（1室・6人）と6名分の個室6室が整備されている。
教室	講義室	・・・室	・・・室	
	演習室	・・・室	・・・室	
	実験・実習室	・・・室	・・・室	
図書館	・・・m ² ・・・冊	・・・m ² ・・・冊	・・・m ² ・・・冊	(学生の利便を考慮した図書利用方策があれば記載すること)
図書館専任職員	・・・人	・・・人	・・・人	
医務室	・・・室	・・・室	・・・室	
学生自習室	・・・室	・・・室	・・・室	
学生控室	・・・室	・・・室	・・・室	
運動場	有・無	有・無	有・無	(有の場合には、それぞれの運動用地の所在地、面積を記載すること) (無の場合には、理由に加えて同等の効用が得られる措置を講じており、教育研究上支障がない旨の説明を記載すること)
体育館	有・無	有・無	有・無	

※2以上の校地で教育を行うことを前提とした申請についてのみ本様式の記載を求めるものです。

※研究室が専任教員1人当たり1室でない場合には、備考欄に、研究室の利用形態を記述すること。

※運動場が校地の隣接地にない場合には、その旨を備考欄に記述すること。

<作成例>

別記様式第2号・別添3

2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況

学部	A校地					B校地					C校地					区分	キャンパス選択型	学部及び校地ごとの教育内容	備考
	最大受入定員	収容定員	在学者数	専任教員	校地面積 校舎面積	最大受入定員	収容定員	在学者数	専任教員	校地面積 校舎面積	最大受入定員	収容定員	在学者数	専任教員	校地面積 校舎面積				
C学部C学科	・・・人	設定なし	・・・人	・・・人 (・・・人)	/	－人	－人	－人	－人 (－人)	/	・・・人	設定なし	・・・人	・・・人 (・・・人)	/	A校地で学修するかC校地で学修するかを 学生に選択させ、それぞれの校地で1～4年 次にわたる教育を実施。			
既設の学部学科	・・・人	・・・人	・・・人	・・・人 (・・・人)		・・・人	・・・人	・・・人	・・・人 (・・・人)		・・・人	・・・人	・・・人	・・・人 (・・・人)					
計	・・・人	・・・人	・・・人	・・・人 (・・・人)		〇〇m ² 〇〇m ² (m ²)	・・・人	・・・人	・・・人		・・・人 (・・・人)	〇〇m ² 〇〇m ² (m ²)	・・・人	・・・人			・・・人	・・・人 (・・・人)	〇〇m ² 〇〇m ² (m ²)

※収容定員欄には、収容定員の設定がされていない場合は、「設定なし」と記載すること。

※専任教員欄、校舎面積欄の()は開設時、()外は完成時の数値を記載すること。

※専任教員数について、同一の専任教員が複数の校地で授業を担当する場合には、ダブルカウントし、ダブルカウントする教員の内訳を備考欄に記載すること。

施設・設備等	A校地	B校地	C校地	備考
学長室	・・・室	・・・室	・・・室	
会議室	・・・室	・・・室	・・・室	
事務室	・・・室	・・・室	・・・室	
事務職員	・・・人	・・・人	・・・人	
研究室	・・・室	・・・室	・・・室	A校地については、共同研究室（1室・6人）と6名分の個室6室が整備されている。
教室	講義室	・・・室	・・・室	
	演習室	・・・室	・・・室	
	実験・実習室	・・・室	・・・室	
図書館	・・・m ² ・・・冊	・・・m ² ・・・冊	・・・m ² ・・・冊	(学生の利便を考慮した図書利用方策があれば記載すること)
図書館専任職員	・・・人	・・・人	・・・人	
医務室	・・・室	・・・室	・・・室	
学生自習室	・・・室	・・・室	・・・室	
学生控室	・・・室	・・・室	・・・室	
運動場	有・無	有・無	有・無	(有の場合には、それぞれの運動用地の所在地、面積を記載すること) (無の場合には、理由に加えて同等の効用が得られる措置を講じており、教育研究上支障がない旨の説明を記載すること)
体育館	有・無	有・無	有・無	

※2以上の校地で教育を行うことを前提とした申請についてのみ本様式の記載を求めています。

※研究室が専任教員1人当たり1室でない場合には、備考欄に、研究室の利用形態を記述すること。

※運動場が校地の隣接地にない場合には、その旨を備考欄に記述すること。

11 2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況 (別記様式第2号・別添4)

この書類は、申請等に係る学部等の教育研究を2以上の校地において行う場合に、校地を移動する専任教員に関して、校地ごとの勤務状況を記入してください。

また、収容定員に係る学則変更についても、収容定員変更を行う学部等の教育研究を2以上の校地において行う場合にはこの書類を作成してください。

なお、通信教育課程の開設については、この書類の作成は不要です。

- (1) 申請等に係る学部等の専任教員についてのみ作成してください。
- (2) 「学部等名称」の欄には、申請等に係る学部・学科等の名称を記入してください。
- (3) 「番号」の欄には、申請書の調書番号を記入してください。なお、収容定員に係る学則変更の場合は、学科等ごとに教員を職位順（教授，准教授，講師，助教の順）に並べ、学科等ごとに1つの通し番号を割り当ててください。
- (4) 「年齢」の欄には、当該申請等に係る学部等の就任時における満年齢を記入してください。収容定員に係る学則変更の場合は、変更する年度における満年齢を記入してください。
- (5) 「所属する校地」の欄には、当該専任教員が教育研究を行う拠点となる校地（例えば、研究室が置かれている校地）を記入してください。
- (6) 「勤務状況」の欄には、各校地の週当たりの勤務日数（正確に分からなければ目安となる勤務日数）を記入し、その下に校地ごとの具体的な勤務実態を記入してください。勤務実態については、校地ごとの授業担当科目，教授会やFD委員会等管理運営への参画状況，研究室における研究活動状況，オフィスアワーの設定状況，学習相談，進路指導などを記入してください。

<作成例>

別記様式第2号・別添4

2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況

学部等名称	番号	氏名	年齢	所属する校地	勤務状況
A学部 A学科	1	〇〇 〇〇	〇〇	A校地	A校地：〇日／週 B校地：〇日／週 主にA校地で担当授業科目（〇〇論，〇〇研究，〇〇演習）の教育，教授会等管理運営への参画，研究室における研究活動，オフィスアワーの設定を行い，B校地には担当授業科目（〇〇論）の教育のみ行う。

12 校地校舎等の図面

申請等に係る学部等又は研究科等（収容定員に係る認可申請等の場合は、定員変更を行う学科等）について、以下の(1)～(4)の図面をこの順に並べて添付してください。

（申請等に係らない学部等の図面は不要です。）

2 以上の校地等に分かれている場合（サテライトキャンパスなど申請に係る学部等又は研究科等における教育を校地以外の場所で行う場合を含む）はそのそれぞれについて以下の書類を作成してください。

(1) 都道府県内における位置関係の図面

（2以上の校地等に分かれている場合は、それぞれの位置関係が分かるもの）

(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

(3) 校舎、運動場等の配置図（完成年度のもの）

- ・ 当該申請等に係る学部等又は研究科等が使用する校舎等を色で塗り分けるなどして明確に示してください。また、大学、短期大学、専修学校等が共用する場合は、専用部分及び共用部分が明確になるよう色で塗り分けるなどしてください。
- ・ キャンパスごとの校地・校舎面積を記入してください。その際、校地面積に算入している部分が見えるように色で塗り分けるなどしてください。

(4) 校舎の平面図（完成年度のもの）

- ・ 申請等時に校地又は校舎が未整備の場合には、造成、整地又は建築に着手したものについてはその工程表を、未着手のものについてはその工事計画を平面図の最後に添付してください（実地審査において確認する場合があります）。
- ・ 施設ごと（例えば教室、研究室、図書館など）の面積を記入してください。
- ・ 当該申請等に係る学部等又は研究科等が使用する部分を色で塗り分けるなどして明確に示してください。（当該申請等に係る学部等が専用で使用する部分と他学部等と共用で使用する部分がある場合は、専用部分及び共用部分が明確になるよう色で塗り分けるなどしてください。）また、大学、短期大学、専修学校等が共用する場合は、専用部分及び共用部分が明確になるよう色で塗り分けるなどしてください。
- ・ 2以上の校地等を有し、かつ、校地間を学生又は教員が移動する場合には、それぞれの距離、移動時間、交通手段を図面上に記載してください。
- ・ 通信教育課程の場合は、「大学通信教育設置基準」第10条に規定される「通信教育関係施設」の図面及び面接授業を行うための施設の詳細な図面を添付してください。
- ・ 原則としてA4サイズで作成していただきますが、文字が潰れるなど見えにくくなる場合は、必要に応じてA3折込み形式で作成していただいても構いません。

13 学則

次の3点を添付してください。ただし、大学新設の場合は(1)のみ添付してください。

- (1) 学則案の全文
- (2) 変更事項を記載した書類（変更の事由及び変更点を簡潔にまとめたもの）
- (3) 変更部分の新旧対照表

※ 同一年度に設置する複数の学部等又は研究科等の認可申請（3月末）と届出（4月～12月）を行う場合、認可申請書及び設置届出書には以下の内容の学則案を添付してください。

- ・認可申請書・・・当該認可申請に係る学部等又は研究科等のみを加えた学則案
 - ・設置届出書・・・認可申請中の学部等又は研究科等が認可前の場合は当該届出の学部等又は研究科等のみを加えた学則案，認可後に届出を行う場合は認可された学部等又は研究科等と当該届出に係る学部等又は研究科等の両方を加えた学則案
-
- ・通学制の学部において、一部の授業科目についてメディアを利用して授業を行う場合、卒業要件において、「大学設置基準」第32条第5項の制限がかかってくるため、メディアを利用して授業を行うことを学則やその他の履修規程で明示してください。学則に記載なくメディアを利用して授業を行うことはできません。学則上の記載に当たっては、「大学の設置手続等に関してよくある質問」Q1-7（P.356）を参照してください。
 - ・夜間教育を行う専攻については、「大学院設置基準」第2条の2や第14条を参照し、教育方法の特例について学則上に明記した上、通知5①ケ（その他の学則変更）の手続を行ってください。学則上の記載に当たっては、「大学の設置手続等に関してよくある質問」Q5-2（P.372～373）を参照してください。

14 教授会規程

- ・教授会に関する規程を添付してください。大学新設の場合は「教授会規程（案）」としてください。また、学部等の設置の場合でも、当該申請に関連して規程の変更を予定している場合は「案」のもので結構です。
- ・大学院等の設置の場合で、教授会以外の組織（研究科委員会等）を設置する場合は、当該組織の規程を添付してください。

15 当該申請についての意思の決定を証する書類〔理事会等の議事録等〕

- ・当該申請等に係る最終的な意思の決定を証する書類（理事会等の議事録又は決議録等）を添付してください。
- ・公立大学の場合、議会において議決された予算書や設置を決定したりん議書等でも構いません。
- ・当該申請等に伴って、学内や同一設置者内の他大学等の学部等又は研究科等の廃止や収容定員変更（減少）を行う場合は、これらに係る意思の決定を証する書類も添付してください。
- ・共同学科等を設置する場合は、当該共同学科等で実施する共同教育課程の構成大学間の協定書を添付してください。様式は任意ですが、以下の①～⑨の協定内容が記載されているものとなります。
 - ①大学ごとの収容定員
 - ②教員の配置
 - ③教育研究の内容
 - ④業務運営
 - ⑤経費の配分
 - ⑥学生に対する責任
 - ⑦授業料等の取扱い
 - ⑧共同実施の終了の際の手続
 - ⑨その他共同教育課程の編成及び実施のために必要な基本的な方針

※ 法令や内部規則上の必要な手続を経ていない場合は、重大な瑕疵がある申請として取扱い、その結果として認可申請を不可とする可能性もありますので、十分注意してください。

※ 構造改革特別区域法に基づく特例や、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律に基づく例外又は経過措置等の適用を受ける場合も、必要な手続きを経る必要がありますので、十分注意してください。

16 設置の趣旨等を記載した書類

(作成上の留意点)

- ・申請又は届出の内容に応じて、次々ページ以降の(1)～(6)について記載してください。
- ・(1)～(6)で示している項目立てで作成してください(ただし、該当のない項目については、項目名の記載は不要です。その際は項目番号を繰り上げて作成してください)。
- ・全体を通じて、説明はポイントを押さえて分かりやすい文章となるよう簡潔な記載を心がけてください。
- ・各項目の【 】は、各項目に係る主な関係法令を示していますので、それらの規定に沿い、各要件を満たした構想、計画、方法、取扱い等であることを詳細かつ具体的に説明するとともに、要点は明瞭となるよう留意してください。
- ・各項目の記載内容が他の書類の内容と整合するように留意してください。
- ・各項目を説明する上で必要な図表等の資料については必要最小限とし、原則として本文の最後にまとめて添付してください。その際、各資料をしおり(資料1, 資料2……)で整理し、資料の冒頭に資料目次を付けてください(目次ページにも「資料目次」としおりを付けてください)。また、本文中には【資料1】、【資料2】というように、本文と資料の関連が分かるような記載をしてください。
- ・設置の趣旨や人材需要を説明するに当たり、行政や学会、団体等の提言、計画や報告書等を添付する際には、要点が明瞭となるよう本文に必要な部分のみ抜粋して記載(欄外に出典及び掲載URL等を注記)するか、参考資料に添付する場合であっても、説明に関係する必要な部分のみを抜粋して添付してください。的確かつ効率的な審査の観点から、報告書等全体をそのまま添付することのないようにしてください。
- ・学校法人や大学等の沿革やこれまでの実績については、設置の趣旨を説明する上で必要な場合のみ記載してください。また、説明する場合は、今回の申請に係る範囲のみを簡潔に記載してください。
- ・説明上でアンケート等の結果を引用する際には、添付資料として調査要項等を添付いただくとともに、明瞭かつ簡潔な資料としてください。
- ・記載のない事項については、計画していないものと判断しますので、十分注意してください。
- ・この書類の冒頭には、目次を付けてください。

(目次の作成例：大学の場合)

目次

① 設置の趣旨及び必要性	・・・p.2
② 学部・学科等の特色	・・・p.○
③ 学部・学科等の名称及び学位の名称	・・・p.○
④ 教育課程の編成の考え方及び特色	・・・p.○
⑤ 教育方法，履修指導方法及び卒業要件	・・・p.○
⑥ 実習の具体的計画	・・・p.○
⑦ 入学者選抜の概要	・・・p.○
⑧ 教員組織の編制の考え方及び特色	・・・p.○
⑨ 施設，設備等の整備計画	・・・p.○
⑩ 管理運営	・・・p.○
⑪ 自己点検・評価	・・・p.○
⑫ 情報の公表	・・・p.○
⑬ 教育内容等の改善を図るための組織的な取組	・・・p.○
⑭ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	・・・p.○

※ 左記の例は，該当のない項目があるものとして，一部の項目の記載が省略されている例です。該当のない項目がある場合は，左記の例のとおり番号を空けずに順次繰り上げる形で作成してください。

※ 左記の例では項目番号を「①②③・・・」としておりますが，これ以外の番号・記号等で整理していただいても差し支えありません。

(1) 大学、学部、学科等の設置の場合

① 設置の趣旨及び必要性

【学校教育法第 83 条，第 91 条，第 103 条，第 108 条，学校教育法施行規則第 165 条の 2，第 172 条の 2，大学設置基準第 2 条，第 2 章（第 3 条～第 6 条），第 43 条，専門職大学設置基準第 2 条，第 2 章（第 5 条～第 8 条），第 59 条，短期大学設置基準第 2 条，第 3 条，第 36 条，専門職短期大学設置基準第 2 条，第 5 条，第 56 条，高等専門学校設置基準第 3 条，第 4 条】

- ・開設時期や所在地の地域特性，社会的な背景の観点から，大学等を設置する理由・必要性を説明してください。
- ・学校法人や大学等の沿革について積極的に説明していただく必要はありません。説明する場合は今回の申請に係る範囲のみを簡潔に記載してください。
- ・新設する学部等において，どのような人材を養成するのか（養成する人材像）を記載してください。
- ・卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー），教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を記載するとともに，養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関及び整合性について図や表を用いて明確に説明してください。（図や表の中で，カリキュラムマップ等を用いてカリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性をあわせてお示しいただいても結構です。）

※ディプロマ・ポリシーは，新設する学部等の教育理念に基づき，どのような力を身に付けた者に卒業を認定し，学位を授与するのかを定める基本的な方針であり，学生の学修成果の目標ともなるものであることに留意して具体的に作成してください。

※カリキュラム・ポリシーは，ディプロマ・ポリシーの達成のために，どのような教育課程を編成し，どのような教育内容・方法を実施し，学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針であることに留意して具体的に作成してください。

※アドミッション・ポリシーは各大学，学部・学科等の教育理念，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ，どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり，受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素」※についてどのような成果を求めるか）を示すものであることに留意して作成してください。

※3つのポリシーの考え方や留意事項等の詳細については，「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー），「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会 以下「ガイドライン」という。）を参照のこと。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1369248.htm

- ・組織として研究対象とする中心的な学問分野（複数可）を明記してください。独自色が強く，一般的な学問分野ではない場合には，当該学問分野について，学術的な裏付けや国際的通用性が確保されるものであるかを明確に説明してください。
- ・教育研究上の数量的・具体的な到達目標等があれば記載してください。
- ・既に短期大学や専門学校等を設置している者が，その組織を基に同分野の大学（4 年制）を設置する場合は，短期大学等との違いについて明記してください（人材養成の目的，教育課程，教員組織においても同様の違いを説明してください）。また，既設の短期大学等の計画（学校の廃止，一部学科等の廃止等）を明記してください。
- ・『大学院のみを置く大学（大学院大学）』の場合，学校教育法第 103 条の趣旨に鑑み，学部を置くことなく，大学院大学を設置することについて，教育研究上における特別の必要があるこ

とを具体的データ等を根拠に証明し、さらに、学校教育法第 103 条の「大学とすることができる」ことに関して、大学らしさ（大学であること）を具体的にどのような形で担保するのか説明してください。

- ・ 共同学科を設置する場合、複数の大学で共同教育課程を実施する教育上の必要性を説明してください。
- ・ 設置しようとする大学・学部・学科等に関連する専攻科や別科がある場合は、その概要や設置の意義・目的、学部・学科等との関係について簡潔に記載してください。
- ・ 教育課程等の特例制度の認定を受けた大学については、認定を受けた学部等ごとの特例対象規定、認定期間及びその内容について記載してください。なお、「特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項」は、学則等で定め公表する必要があるため、提出書類における記載や説明において遺漏のないよう留意してください。

② 学部・学科等の特色

【学校教育法第 83 条、第 108 条、大学設置基準第 2 章（第 3 条～第 6 条）、専門職大学設置基準第 2 章（第 5 条～第 8 条）、短期大学設置基準第 3 条、専門職短期大学設置基準第 5 条、高等専門学校設置基準第 3 条】

- ・ 設置しようとする学部、学科等がどのような役割・機能を重点的に担い、強みや特色としていく計画であるのか記載してください。
- ・ 新設・改編等をしようとする学部・学科等を設置することにより、その上位組織である大学、学部等の特色等に変更が生じる場合は、新設・改編等をしようとする組織とその上位組織との関連性を説明した上で、組織全体としてどのような特色としていく計画であるのかを説明してください。

③ 大学、学部・学科等の名称及び学位の名称

【大学設置基準第 40 条の 4、専門職大学設置基準第 54 条、短期大学設置基準第 33 条の 4、専門職短期大学設置基準第 51 条、高等専門学校設置基準第 27 条の 3、学位規則第 10 条】

- ・ 当該名称とする理由について、設置の趣旨、教育課程等を踏まえ説明してください。なお、大学や短期大学、専門職大学等の名称については、原則として申請者の広い裁量が認められるものですが、当該名称に教育研究の内容が含まれる場合、大学等が行う教育研究の内容を適切に表現したものであることが求められることに留意してください。
- ・ 学位に付記する専攻分野の名称について、当該名称とする理由について、教育課程、教育研究分野等を踏まえ説明してください。一般的な学問分野の名称を専攻分野の名称としない場合は、当該専攻分野について、学術的な裏付けや国際的な通用性が確保されるものであるかを明確に説明してください。なお、学位に付記する専攻分野の名称については、日本学術会議でとりまとめられた「学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」を参照のこと。

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h140917.pdf>

- ・ 「大学新設」の場合、大学名についても、当該名称とした理由を説明してください。

④ 教育課程の編成の考え方及び特色

【学校教育法第 83 条、第 108 条、学校教育法施行規則第 163 条、第 165 条の 2、大学設置基準第 19 条～第 23 条、第 43 条第 1 項、専門職大学設置基準第 10 条、第 12 条～第 16 条、第 59 条】

第1項、短期大学設置基準第5条～第9条、第36条第1項、専門職短期大学設置基準第7条、第9条～第13条、第56条第1項、高等専門学校設置基準第15条～第17条】

- ・教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、教育課程の編成が体系的になっていることについて説明してください。その際、カリキュラム・ポリシーの各項目と教育課程（各授業科目）が整合していることを明確に説明してください。
- ・教育課程の編成の体系性については、科目区分の設定及びその理由、各科目区分の科目構成とその理由、上記①及び②に示された趣旨等を実現するための科目の対応関係、必修科目・選択科目・自由科目の構成とその理由、履修順序（配当年次）の考え方、科目の設定単位数の考え方等について詳細に説明してください。
- ・学年の始期を4月以外に設定する場合は、学年が1年間となるように具体的なスケジュールを明示し、教育課程が体系的に編成されていることを説明してください。
- ・年に複数回の学生受入れを計画している場合（4月入学と10月入学など）、入学時期による定員設定の有無、教育課程の体系性の確保、教員の負担など、十分な教育体制が整えられていることを説明してください。その際、授業科目の配置を時間割などで明示してください。（春入学者用と秋入学者用の時間割を作成する等）
- ・共同学科を設置する場合、自大学の開設科目のみではなく、他の構成大学の開設科目を含む共同教育課程全体について上記の項目を説明してください。

⑤ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

【大学設置基準第24条～第25条の2、第27条の2～第30条の2、第32条～第33条、第45条、専門職大学設置基準第17条～第19条、第23条～第27条、第29条、第61条、短期大学設置基準第10条～第11条の2、第13条の2～第16条の2、第18条～第19条、第38条、専門職短期大学設置基準第14条～第16条、第20条～第24条、第26条～第27条、第58条、高等専門学校設置基準第5条、第17条の2～第17条の3、第18条～第20条】

- ・上記④を踏まえて、教育課程について、授業の内容に応じた授業の方法をどのように設定するのか、また授業方法に適した学生数をどのように設定するのか、配当年次をどのように設定するのか等について詳細に説明してください。
- ・卒業要件については、科目区分ごとに必修、選択必修、選択等の科目数、単位数について、「教育課程等の概要」で記載した内容に関して、その考え方等について記載してください。修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目がある場合、設定する卒業要件とその考え方等について説明してください。
- ・履修モデルを添付してください。履修モデルは、養成する具体的な人材像に対応したものと共に作成し、卒業要件単位数で作成してください。養成する人材像が複数にわたる場合は、複数作成してください。
- ・学位論文の作成に関連する研究活動などを単位として認定する場合、大学設置基準第21条等を踏まえ、単位数の妥当性について説明してください。
- ・履修科目の年間登録上限（CAP制）を設定する場合、個々の授業科目に対する学生の十分な学修時間の確保の観点等を踏まえ、その設定単位数の考え方について説明してください。CAP制を設定しない場合は、設定しない趣旨や個々の授業科目に対する学生の十分な学修時間の確保の方策等について説明してください。
- ・他大学における授業科目の履修等についても、考え方を記述してください。
- ・留学生の入学を予定している場合には、在籍管理の方法や入学後の履修指導、生活指導等についても説明してください。
- ・多様なメディアを利用して授業を行う場合は、その卒業要件等との関係を含めて、その取扱い

について記載してください。

- ・ 共同学科を設置する場合、上記④と同様に、自大学の開設科目のみではなく、他の構成大学の開設科目を含む共同教育課程全体について上記の項目を説明してください。
- ・ 高等専門学校を設置する場合、1学年当たりの学級数を記述してください。

⑥ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

【大学設置基準第 25 条第 2 項、専門職大学設置基準第 18 条第 2 項、平成 13 年文部科学省告示第 51 号、短期大学設置基準第 11 条第 2 項、専門職短期大学設置基準第 15 条第 3 項、高等専門学校設置基準第 17 条の 2、平成 13 年文部科学省告示第 51 号】

- ・ 実施場所、実施方法及び学則における規定などを記載してください。
- ・ 当該実施方法が告示の要件を満たすものであることを具体的に説明してください。
- ・ 審査において当該実施方法による授業で利用するコンテンツの提示を求める場合がありますので、御留意ください。

⑦ 編入学定員を設定する場合の具体的計画

ア 既修得単位の認定方法

- ・ 既修得単位の読替表等を添付してください。

イ 履修指導方法

- ・ 編入学後の履修モデル（卒業要件単位数で作成したもの）を添付してください。

ウ 教育上の配慮等

※編入学定員を設定せずに定員の範囲内で編入学を認める場合についても、既修得単位の認定方法、履修指導方法、教育上の配慮、受入れ予定人数等について説明してください。

⑧ 昼夜開講制を実施する場合の具体的計画

【大学設置基準第 26 条、専門職大学設置基準第 21 条、短期大学設置基準第 12 条、専門職短期大学設置基準第 18 条】

ア 昼夜開講制を行うことの教育上の必要性

イ 授業の実施計画

- ・ 時間割例及び履修モデルを資料として添付してください。

ウ 夜間主コースの学生に対する履修上の配慮

エ 図書館や学生自習室等の施設の利用上の配慮

オ 教員負担への配慮

カ その他特記事項

⑨ 実習の具体的計画

教育実習や、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、管理栄養士等の資格養成に係る臨床実習を含む学外実習を行う場合、以下の事項を具体的かつ詳細に説明してください。実習要綱等を作成している場合は、資料として添付してください。

ア 実習の目的

- ・ 実習により学生にどのような能力を獲得させるのか、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）も踏まえて説明してください。

イ 実習先の確保の状況

- ・実習施設名，所在地，授業科目ごとの受入れ可能人数等を記載した実習施設一覧と，これらの項目が明記された各実習先の実習受入承諾書の写しを資料として添付してください。公立学校における教育実習を行う場合は，学校ごとの承諾書ではなく教育委員会の承諾書でも構いません（ただし，その場合であっても受入れ可能な学校名，所在地，受入れ可能人数等を記載した実習施設一覧の添付は必要です）。
- ・実習先が遠隔地にある場合は，その意図や学生の移動方法の配慮等についても説明してください。

ウ 実習先との契約内容

- ・特に医療系の実習の場合，個人情報保護や事故防止に関する取り決めについて説明してください。

エ 実習水準の確保の方策

- ・実習の目的を達成するための実習の具体的内容，実習を通じて習得しようとする具体的な知識・技能，複数施設の場合の一定水準の確保方策，成績評価方法などを明確にし，大学教育としてふさわしい実習水準が適切に確保される体制や仕組みであることを説明してください。

オ 実習先との連携体制

- ・実習先との実習前の協議，実習実施時の連絡体制のほか，実習における指導の方針など，実習が適切に行えることを説明してください。

カ 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

- ・感染予防に関する対策，保険加入などの安全確保の状況について説明してください。また，実習中に知り得た情報に関する守秘義務や SNS の利用に係る注意点など，学生への留意事項等についても記載してください。

キ 事前・事後における指導計画

ク 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

- ・実習中の教員の指導に関して，巡回のローテーション，移動方法などを説明し，適切な指導体制となることを説明してください。
- ・講義と実習を同時期に担当する場合は，教員ごとの科目担当時間割等を資料として添付するなどして，教員の負担等の観点から無理のない計画であることを説明してください。
- ・実習先が遠隔地にある場合は，巡回指導を実施する上での配慮についても説明してください。

ケ 実習施設における指導者の配置計画

- ・実習施設には，実習内容や受け入れる学生数に応じて必要な実習指導者が置かれているとともに，実習指導者は実習に係る職業分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し，実習指導に当たって必要な能力を有していることを明確にしてください。
- ・実習先の企業等の実習指導者の選任基準，実習指導者に対する研修，実習の達成目標等の共有方法（説明会の実施等）についても説明してください。

コ 成績評価体制及び単位認定方法

- ・学生の知識・技能の修得状況の評価方法・評価基準を具体的に説明してください。

サ その他特記事項

- ※看護学及びリハビリテーションに関する学科等を設置する場合は，上記ア～サのほか，(3)（本書 p.124）の事項についても説明してください。

⑩ 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

ア 実習先の確保の状況

- ・実習施設名，所在地，授業科目ごとの受入れ可能人数等を記載した実習施設一覧を資料として添付してください。各実習先の実習受入承諾書は，実習期間が1か月以上の長期にわたる場合や実習が必修科目となっている場合を除き原則として添付する必要はありませんが，審査過程において承諾書を求める可能性がありますので，留意してください。

イ 実習先との連携体制

ウ 成績評価体制及び単位認定方法

エ その他特記事項

⑪ 通信教育を実施する場合の具体的計画

【大学通信教育設置基準第2条～第7条，第10条，短期大学通信教育設置基準第2条～第7条】

- ・通信教育により十分な教育効果が得られる専攻分野であることを説明してください。
- ・教育・研究水準確保の方策について説明してください。
- ・印刷教材による授業，メディア利用による授業及び面接授業（地方スクーリングを含む。）の実施体制（時間割を含む。）を明示してください。
- ・面接授業の実施方法及び体制（実施時期，実施場所，時間割，教室の確保，学生の宿泊先の確保などスクーリング（地方スクーリングを含む）の具体的な計画）について説明してください。
- ・実験・実習を伴う授業を設定する場合，その具体的な実施方法を説明してください。
- ・単位の計算方法，単位の認定や成績評価の方法を具体的に説明してください。
- ・添削指導の実施体制，メディア利用による指導の実施体制及び指導教員との連携について説明してください。教員のほかに補助者を配置する場合，補助者の役割，教員との連携について具体的に説明してください。
- ・履修指導について，その時期，方法や体制について説明してください（履修モデルを添付してください。履修モデルは卒業要件単位数で作成してください）。
- ・学生への指導について，学生からの質問や学修相談への対応体制等について具体的に説明してください。
- ・添削指導教材及び通信指導教材の保管，発送等の施設並びに教育研究のための情報通信機器等の整備についての配慮について説明してください（マルチメディア技術を活用して授業を行う場合などにおいては，当該技術に係るシステムの管理運営等を行う者が配置されているかどうかを含む）。
- ・教員の負担の程度（通学制大学院が通信教育を併せ行う場合は，教員負担の増加に対する配慮）について説明してください。
- ・⑬に準じて，入学者選抜の概要を説明してください。
- ・教育上の配慮について説明してください（施設・設備についても通信教育の特性を踏まえて説明してください）。
- ・印刷教材，メディア教材等の作成の具体的な計画等について説明してください。
- ・印刷教材等による授業，放送授業，メディアを利用して行う授業を実施する場合は，審査過程において，それぞれの授業で利用するテキストやコンテンツの提出を求める場合がありますので，御留意ください。
- ・通信教育学部のみを置く大学であって，インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させる場合（大学通信教育設置基準第10条第2項ただし書）は，インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を講じており，かつ，教育研究に支障がないことを，教育効果を高めるための措置や学生への支援方法等に触れながら，具体的に説明してください。

⑫ 取得可能な資格

- ・設置する学部の学科（短期大学の場合は学科又は専攻課程）の教育課程を履修することで取得可能な資格を挙げ、それが国家資格か民間資格か、資格取得が可能なのか受験資格が取得できるのか、資格取得が修了要件なのか追加科目を履修する必要があるかなどの別について、明確に説明してください。
- ・取得可能な資格が多数ある場合、一覧表にして分かりやすく整理してください。
- ・学科等の設置に併せて管理栄養士養成施設の指定（内容変更承認含む）を受けようとする場合は、教育課程・専任教員の配置状況と指定規則との対比表を添付してください（下記の作成イメージ参照）。
- ・学内の専攻科や別科、大学院への進学等により取得可能となる資格がある場合（例：看護学部卒業後に進学する助産別科など）は、当該専攻科等の名称と取得可能な資格を記載してください。

(作成イメージ)

教育内容	単位数		授業科目名 (管理栄養士養成課程必修 (選択必修を含む))	単位数		専任教員等の配置					備考			
	講義又は 演習	実験又は 実習		講義又は 演習	実験又は 実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	a	2		○×太郎						管理栄養士		
			b	2				◆◆晃						
			c	2					※※渉				管理栄養士	
			合計単位数	6										
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14	f	2				■●三郎					管理栄養士	
			g	2			●●美子						医師	
			h	2										
			i	2					■●三郎				管理栄養士	
			j	2				●●美子					医師	
			k	2										
			l	2					■●三郎					管理栄養士
			m		1					◆◆晃				
			n		1						◆◆晃			
			合計単位数	14	2									

- ・学科等の設置に併せて、看護学及びリハビリテーションに関する学校指定を受けようとする場合は、教育課程と指定規則等との対比表を添付してください。加えて、看護学に関する学科等の場合、看護学教育モデル・コア・カリキュラム（平成29年10月）を参照しつつ、カリキュラムを策定することが望ましく、モデル・コア・カリキュラムとの整合性を図っている場合は、その旨を「④ 教育課程の編成の考え方及び特色」において記載してください。
- ・公認心理師など、学部等卒業のみではその受験資格が得られない資格がある場合については、当該受験資格の取得条件等についての学生への周知方法を具体的に説明してください。

⑬ 入学者選抜の概要

【学校教育法第90条、第108条、学校教育法施行規則第150条～第151条、大学設置基準第2条の2、第31条、専門職大学設置基準第3条、28条、短期大学設置基準第2条の2、第17条、専門職短期大学設置基準第3条、第25条、高等専門学校設置基準第3条の2、第21条、大学入学者選抜実施要項、大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱】

- ・入学者選抜について、アドミッション・ポリシーを踏まえ、選抜方法、選抜体制（学校推薦型選抜と一般選抜の募集定員の割合等）、選抜基準等を説明してください。その際、アドミッシ

ョン・ポリシーの各項目と入学者選抜方法等が整合していることを明確に説明してください。

- ・ 選抜方法について、一般選抜や学校推薦型選抜等、2 以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとに募集人員を示してください。
- ・ 社会人、留学生及び帰国生徒の積極的な受入れを特色としている場合は、その受入れ方策等具体的な計画（履修指導方法、教育上の配慮等を含む）を記入してください。
- ・ 留学生の受入れを予定している場合には、留学生の日本語能力等の資格要件や経費支弁能力の確認方法、在籍管理方法についても説明してください。
- ・ 社会人については、その定義を明らかにしてください。
- ・ 社会人を受け入れる際に既修得単位の認定を予定する場合には、既修得単位の認定方法及び認定の考え方についても説明してください。
- ・ 科目等履修生や聴講生等、正規の学生以外の者を受け入れる場合は、その受入れ人数や方策等具体的な計画を記入してください。また、科目等履修生を相当数受け入れる計画の場合は、専任教員や校地・校舎が教育に支障のないような整備計画となっているか説明してください。
- ・ 共同学科を設置する場合、入学者選抜の内容・方法等について具体的に説明してください。また、入学後に学生が本籍を置く大学の割り振り方法についても説明してください。

⑭ 教員組織の編制の考え方及び特色

【大学設置基準第 7 条，第 10 条～第 13 条，第 60 条，専門職大学設置基準第 31 条～第 36 条，第 74 条，短期大学設置基準第 20 条～第 22 条，第 52 条，専門職短期大学設置基準第 28 条～第 33 条，第 72 条，高等専門学校設置基準第 6 条～第 9 条，第 29 条】

- ・ 上記①～④（設置の趣旨，特色，教育課程等）を踏まえ，どのような考え方にに基づき教員配置を行っているか説明してください。
- ・ 教育上主要と認める授業科目に専任の教授または准教授を配置していることを説明してください。
- ・ 教員の担当科目数が多い場合，2 以上の校地を往来する場合は，教員の負担や学生への指導に不具合が生じないことを明確に説明してください。
- ・ 専門的な職業人養成に重点をおくことを特色とする学部等の申請などで，実務経験の豊富な教員を積極的に活用する場合は，当該教員の配置が教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえ効果的であることを説明してください。なお，教員組織全体を通じて，当該教員の割合が高いときは，学部等として一定の研究機能を果たすため，博士等の学位や研究業績を有する教員が最低限確保されていることについて説明してください。
- ・ 当該学部等の教員組織において，どのような研究分野が中心となるか説明してください。その際，どのような研究体制となるかを説明してください。
- ・ 教員組織の年齢構成について，完成年度の 3 月 31 日時点において教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない構成になっていることを説明してください。また，教員組織の年齢構成と定年に関する学内規程の関係についても説明し，当該規程を資料として添付してください（定年に関する規程以外に特例を定めた規定がある場合で，当該規定を根拠として定年を延長する教員がいる場合は，当該規定も添付してください）。併せて，それらの規程に基づいて定年を延長する教員がいる場合は，後任となる教員の補充計画についても説明し，教員組織の継続性に問題がないことを明確にしてください。なお，通常適用される退職年齢を越える専任教員の割合が高い（おおむね 20%以上）場合には，具体的な教員組織編制の将来構想も含めて，学部等における教育研究の継続性が確保される計画であることを説明してください。
- ・ 施設指定申請・免許等の関係でやむを得ず学科等の下に設置する専攻等に定員を設定する場合は，各専攻の教員組織の編制の考え方等について説明してください。また，各専攻の専任教員

名簿を資料として添付してください。

- ・当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を専任教員とする場合は、教育研究上支障がないことや、当該教員の専任教員としての役割・責任等について説明してください。
- ・共同学科を設置する場合、上記の項目については、自大学の共同学科の教員組織について説明してください。ただし、項目に応じ必要がある場合は他の構成大学の教員組織についても言及してください。
- ・専任教員の中に学年進行中の他大学の学部等から採用した教員がいる場合は、採用元から了承を得ているか等、きちんと就任してもらえるかについて説明してください。
- ・新たに大学等を設置する場合の教員組織を段階的に整備する場合には、その計画について年度ごとの整備計画を記載してください。

⑮ 研究の実施についての考え方、体制、取組

- ・研究の実施についての考え方や、実施体制、環境整備について説明してください。
- ・研究活動をサポートする技術職員やURAの配置状況について説明してください。
- ・URA制度を取り入れている場合は、その役割・責任等について説明してください。

⑯ 施設、設備等の整備計画

【大学設置基準第34条～第36条、第38条～第40条の3、第47条～第49条、第60条、専門職大学設置基準第27条～第29条、第32条～第33条の3、第40条～第42条、第74条、短期大学設置基準第27条～第29条、第33条～第33条の3、第40条～第42条、第52条、専門職短期大学設置基準第40条～第43条、第46条～第50条、第60条～第62条、第72条、高等専門学校設置基準第22条～第23条、第25条～第27条の2、第29条】

ア 校地、運動場の整備計画

- ・教育にふさわしい環境をどのように考え、その考えに基づきどのように整備するかについて説明してください。
- ・学生の休息その他の利用のための適当な空地の整備状況についても記載してください。
- ・空地に係る代替措置（「大学設置基準」第34条第2項、第3項、「短期大学設置基準」第27条第2項、第3項）を講じる場合は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由など所要の土地の取得を行うことが困難である理由を記載するとともに、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置について記載してください。また、以下の点も踏まえて記載してください。
 - (ア) できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。
 - (イ) 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。
- ・運動場について、面積や運動用設備について具体的に示した上で、その利用計画を説明してください。また、やむを得ず校地と同一敷地内又はその隣接地に設けない場合は、やむを得ない理由を説明するとともに、運動場までの学生の移動手段を明示し、運動場が適当な位置にあることを説明してください。
- ・運動場に係る代替措置（「大学設置基準」第35条第2項、第3項、「短期大学設置基準」第27条の2第2項、第3項）を講じる場合は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由など所要の土地の取得を行うことが困難である理由を記載するとともに、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置より、教育に支障がないことを記載してください。また、以下の点も踏まえて記載してください。

(ア) 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。

(イ) 校舎から至近の位置に立地していること。

(ウ) 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

- ・ 共同学科を設置する場合、他の構成大学の校地、運動場を含めて上記の項目を説明してください。
- ・ 自治体からの財政支援等を伴う設置の場合、設置前後において、当該自治体とどのような連携関係があるのかを具体的に記載してください。

イ 校舎等施設の整備計画

- ・ 教員の研究室、必要な教室の整備計画について、上記の①～⑤及び⑭を踏まえ、どのような考え方で整備するのかを記載してください。
- ・ まず、上記の教育課程、授業形態、学生人数等を実施するためには、どのような施設・設備がどの程度必要であるのかを詳細に説明し、それに対して、どの程度の施設・設備を整備するのかについて詳細に説明してください。その際、時間割表等を参考資料として添付し、具体的な施設・設備の利用予定から支障がないことを明確にしてください。
- ・ 実験等を要する科目を設定する場合は、器具等の整備についても具体的に記載してください。
- ・ 共同学科を設置する場合、他の構成大学の校舎等施設を含めて上記の項目を説明してください。
- ・ 同一設置者の他の学校（短大、専修学校等）や他学部等と教室や実習室等を共用する部分がある場合は、具体的な内容を説明し、それぞれの時間割等を添付して申請学部等だけでなく当該大学の他学部等の教育研究にも支障がないことを明確にしてください。
- ・ 高等学校以下の学校種、専修学校等と共用する場合は、該当する学校を所管する地方自治体等が規定する面積基準を算出した上で参考資料として添付してください。その際に、面積基準の算出根拠となる規定（審査基準等）を、該当条文を明示した上で併せて添付してください。
- ・ 自治体からの財政支援等を伴う設置の場合、設置前後において、当該自治体とどのような連携関係があるのかを具体的に記載してください。
- ・ 研究室については、面積等に関する基準や目安はなく、必ずしも個室である必要はありませんが、オフィスアワーなど学生の教育上の情報管理等の機密性の観点から、プライバシーが確保される環境が十分に整備されているかを明確に説明してください。
- ・ 新たに大学等を設置する場合の校舎等の施設及び設備を段階的に整備する場合には、その計画について年度ごとの整備計画を記載してください。

ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

- ・ 学部等の種類・規模等を踏まえ、どのような考え方で図書等を整備するのか、学部・学科ごとの整備計画冊数の内訳を含め、詳細に記載してください。特に学術雑誌等は具体名を提示してください。
- ・ 図書の冊数についての数量的な基準はありませんが、整備を計画している冊数、種類（電子書籍を含む）で当該申請等に係る学部等の教育研究に支障がないことを説明してください。
- ・ デジタルデータベース、電子ジャーナル等の整備計画についても記載してください。
- ・ 図書館の閲覧室、閲覧席数、レファレンス・ルーム、検索手法等、教育研究を促進できる機能等が学部等の種類・規模、教育研究の目的等に照らして適切であるかについても記載してください。
- ・ 共同学科を設置する場合、他の構成大学の図書等及び図書館を含めて上記の項目を説明してください。
- ・ 他の大学（共同教育課程の構成大学を除く。）の図書館等との協力についても記載してください。

⑰ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

【大学設置基準第7条第4項、第34条～第36条、第38条～第40条の3、専門職大学設置基準第31条第4項、第43条～第45条、第48条～第53条、短期大学設置基準第20条4項、第27条～第29条、第33条～第33条の3、専門職短期大学設置基準第28条第4項、第40条～第43条、第46条～第50条】

- ・ それぞれの校地における学生の収容定員（未設定の場合には目安となる人数）、適切な専任教員の配置状況（それぞれの校地に、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置く。）、教員の移動への配慮、学生への配慮、施設設備等の配慮などを具体的に示し、必要な教育体制が取られていることを明確に説明してください。
- ・ 時間割上、問題がないことについても説明してください。
- ・ 共同学科の設置の場合、他の構成大学の校地においても共同教育課程に係る教育が行われることについての学生への配慮、施設設備等の配慮など必要な教育体制が取られていることを説明してください。また、時間割上、問題がないことについても説明してください。
- ・ 当該学部又は学科所属の専任教員がいない校地については、教育研究上支障がないことを説明してください。
- ・ サテライトキャンパスなど校地以外の場所で申請に係る学部等の教育を行う場合には、当該校地以外の場所において教育を行う必要性、該当する科目や教育内容、教員の配置、施設設備の状況などについて説明してください。

⑱ 社会人を対象とした大学教育の一部を校舎以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合の具体的計画

【大学設置基準第25条第4項、専門職大学設置基準第18条第4項、平成15年文部科学省告示第43号、短期大学設置基準第11条第4項、専門職短期大学設置基準第15条第4項、平成15年文部科学省告示第51号】

- ・ 本校以外の場所の開講科目、教育研究環境、施設設備、図書及び教員の移動等に対する配慮等について記載してください。
- ・ その際、当該施設における受入れ学生数を明示し、それに対して上記配慮が十分なものであることを説明してください。

⑲ 管理運営及び事務組織

【学校教育法第93条、学校教育法施行規則第143条、大学設置基準第41条～第42条、第43条第3項、専門職大学設置基準第55条～第56条、第59条第3項、短期大学設置基準第34条～第35条、第36条第3項、専門職短期大学設置基準第52条～53条、第56条第3項、高等専門学校設置基準第10条】

- ・ 教学面における管理運営の体制について記載してください。特に教授会の役割、構成員、開催頻度の予定、審議事項など具体的な計画を記載してください。
- ・ 教授会以外に関連する委員会（代議員会や教授会の下部組織等）を設置する場合についても、その役割（教授会との関係等を含む。）を記載してください。
- ・ 記載内容は教授会規程や学則と整合するように御留意ください。
- ・ 事務の遂行を行う事務組織体制や学生の厚生補導を行うための組織について記載してください。
- ・ 共同学科の設置の場合、共同教育課程の編成及び実施に当たって設けることとなる協議会等に

ついて、その審議事項や構成員、開催頻度等について記載し、構成大学間の調整を図る体制が取られていることを説明してください。

⑳ 自己点検・評価

【学校教育法第 109 条、大学設置基準第 2 条、専門職大学設置基準第 2 条、短期大学設置基準第 2 条、専門職短期大学設置基準第 2 条、高等専門学校設置基準第 3 条】

- ・大学又は短期大学としての対応（実施方法、実施体制、結果の活用・公表及び評価項目等）を具体的に記載してください。
- ・自己点検・評価の結果について、当該大学又は短期大学の職員以外の者による検証を行う場合も同様です。

㉑ 情報の公表

【学校教育法第 113 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2】

- ・教育研究活動等の状況に関する情報の公表についての内容（公表の方針や考え方を含む。）及び方法等を具体的に記載してください。その際、以下のア～ケの項目については、内容とともに、掲載している（又は掲載予定の）ホームページのアドレス等（例：<http://・・・>、トップ>・・・>教育研究活動の情報>教育研究上の目的 等）も併せて記載してください。
 - ア 大学の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること
 - イ 教育研究上の基本組織に関すること
 - ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
 - コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果 等）
- ・専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、上記ア～ケの項目に加えて、学校教育法第 83 条の 2 第 2 項、第 99 条第 3 項及び第 108 条第 5 項による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報も記載してください。
- ・大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学の場合は、上記ア～ケの項目に加えて、大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報も記載してください。

㉒ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

【大学設置基準第 25 条の 3、第 42 条の 3、専門職大学設置基準第 20 条、第 58 条、短期大学設

置基準第 11 条の 3, 第 35 条の 3, 専門職短期大学設置基準第 17 条, 第 55 条, 高等専門学校設置基準第 10 条の 2, 第 17 条の 4】

- ・授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する計画の詳細を具体的に記載してください。
- ・大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組を具体的に記載してください。
- ・上記のいずれの研修等においても、研修の対象者、実施体制、開催頻度等の詳細を含めて具体的な実施計画を説明してください。

⑳ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

【大学設置基準第 42 条の 2, 専門職大学設置基準第 57 条, 短期大学設置基準第 35 条の 2, 専門職短期大学設置基準第 54 条】

- ・大学及び学部等の教育上の目的に応じた社会的・職業的自立に関する指導等及び体制に関する取組について、以下のア～ウに留意しつつ、具体的に説明してください。

ア 教育課程内の取組について

教育課程を通じて、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための具体的な取組内容について説明してください。その際、社会的・職業的自立に関する指導等を教育課程の全体を通じてどのように行っていくのかを示した資料や、関係する授業科目を設けている場合には当該授業科目のシラバスや一覧等を必要に応じて添付してください。

イ 教育課程外の取組について

教育課程外の取組を通じて、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための具体的な取組内容について説明してください。その際、教育課程外の取組の具体的な内容が示された資料等を必要に応じて添付してください。

ウ 適切な体制の整備について

社会的・職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、教育課程内外にわたる社会的・職業的自立に関する指導等の実施に向けた学内の体制の整備や学内の関係組織の有機的・緊密な連携について具体的に説明してください。その際、当該体制について分かりやすく示した図や規程等を必要に応じて添付してください。

(2) 薬学に関する学部を設置する場合

上記(1)に加えて、以下の内容を説明してください。

- ① 薬学に関する学部で（4年制，6年制を問わず）複数学科を設ける場合，各学科間の差異・特徴に関して，カリキュラム上で異なる部分だけを抽出し，対比させた資料を作成してください。

<作成例>

両学科の特徴は下記のとおりです。下記以外は両学科とも共通。					
薬学科	3年次	医療薬剤学	2単位	必修	
	4年次	医薬品学	2単位	選択	
	...				
	...				
この中で卒業までに必要な4年次までの標準選択科目数 ○○単位					
創薬科学科	3年次	創薬科学	2単位	必修	
	4年次	錯体化学	2単位	選択	
	...				
	...				
この中で卒業までに必要な選択科目単位数 ○○単位					

- ② 臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学部の申請に関しては，実務の経験を有する教員の配置に関する考え方や計画を説明してください。
- ③ 臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学部の場合は，各大学で計画している長期実務実習が，実際にどのように行われるのかイメージできるように記述を工夫して，具体的に説明してください（図表等を活用しても構いません）。なお，説明に当たっては下記の事項を参考にして，各大学における具体的計画の全体像について記載してください。
- （なお，下記の項目については，調整機構に依頼するため実際に使用する施設が未定の場合や，いわゆる「ふるさと実習」を実施する場合には，申請時点で具体的な記載が困難な事項も含まれますので，下記の事項を参考として，各大学の実務実習が支障なく行われるように，大学の構想をできるだけ具体的に記載してください）

ア 実習計画の概要

- ・実習目標（実習のねらい）
- ・実習単位，主な内容，実習施設，時期，学生の配置等
- ・問題対応，きめ細かな指導を行うための実習委員会の設置等
- ・学生へのオリエンテーションの内容，方法
- ・実習までの抗体検査，予防接種等
- ・損害賠償責任保険，障害保険等の対策等

イ 実習指導体制と方法

- ・巡回指導計画（指導者の配置，人数（助手を含む。），役割（内容），巡回スケジュール，巡回回数など）
- ・実習計画全体が掌握できる年次別スケジュール表
- ・各班のスケジュール表
- ・各段階における学生へのフィードバック，アドバイスの方法等
- ・学生の実習中，実習後のレポート作成・提出等

ウ 施設との連携体制と方法

- ・施設との連携の具体的方法，内容（連携における大学の役割を含む）
- ・相互の指導者の連絡会議設置の予定等
- ・大学と実習施設との緊急連絡体制
- ・各施設での指導者の配置状況
- ・実習前，実習中，実習後等における施設との調整・連携等

エ 単位認定等評価方法

- ・各施設での学生の評価方法
- ・各施設の指導者と大学側の指導者との評価における連携方法
- ・大学における単位認定方法等
- ・薬学教育モデル・コアカリキュラム

各大学のカリキュラムにおいて、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」（平成 25 年度改訂版）「F 薬学臨床」の到達目標が実施されていることを説明する資料を添付してください。また，各大学における実習科目，薬学教育モデル・コアカリキュラムの到達目標，実施施設（病院・薬局）の対応関係について，具体的に説明してください。

④ 教育課程と薬学教育モデル・コアカリキュラムとの対比表

臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学部の場合は，薬学教育モデル・コアカリキュラムの一般目標（GIO）に対して，各大学の授業科目がどのように該当するかについて，対比表を作成してください。作成に当たっては，GIO の記載順に対応する科目を記載してください。

<作成例>

C 薬学基礎

一般目標（GIO）	開設する科目
C1 物質の物理的性質 物質の基本的性質を理解するために，原子・分子の構造，熱力学，反応速度論などに関する基本的事項を身につける。	
(1) 物質の構造 物質を構成する原子・分子の構造，および化学結合に関する基本的事項を修得する。	基礎化学 理論化学 有機化学 I ・・・
(2) 物質のエネルギーと平衡 物質の状態を理解するために，熱力学に関する基本的事項を修得する。	理論化学 物理化学 II

(3) 看護学及びリハビリテーションに関する学科等を設置する場合

上記(1)の「⑨ 実習の具体的計画」に以下の内容を加えて説明してください。

また，下記の「臨地実習計画表作成イメージ」を参考に実習計画について資料を添付してください。

ア 実習計画の概要

- ・実習目標（実習のねらい）
- ・実習単位，主な内容，実習施設，時期，学生の配置，週間計画等
- ・問題対応，きめ細かな指導を行うための実習委員会の設置等

(4) 大学院、研究科等の設置の場合

① 設置の趣旨及び必要性

【学校教育法第 99 条第 1 項、大学院設置基準第 1 条の 2、第 3 条～第 7 条、第 10 条の 2、
専門職大学院設置基準第 2 条、第 26 条第 1 項】

- ・上記「(1) 大学、学部、学科等の設置の場合」（以下「《大学の場合》」という）①に準じて必要な事項を記載してください。
- ・どのような人材を養成するかに関して、研究者養成、高度の専門的職業人の養成のいずれに重点を置こうとしているのか。また、修了後の進路や経済社会の人材需要の見通しをどう考えるかなどを踏まえて説明してください。
- ・「教職大学院」の場合、その目的を踏まえ、例えば、学校内のみならず広く地域単位で中核的な役割を果たしうる教員や多様な指導形態・指導方法を円滑かつ効果的に実践できる教員の養成を行うなど各大学が特色として打ち出す養成したい教員像について、対象とする学生層を明確にした上で説明してください。
- ・「教職大学院」については、既設の学部等に教員養成系学部等を設置していない場合や当該学部等が完成年度に達していない場合、設置の理由、申請までに行った授業研究など学校現場の課題に対する研究の具体的内容等を説明してください。
- ・「専門職大学院」の場合、「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」（平成 17 年 9 月 5 日中央教育審議会答申）に、「専門職学位課程は、各種の精巧な職業技術の習得等を主目的とする趣旨のものではなく、あくまでも『理論と実務の架橋』を図ることにより、国際競争場裏において産業界・実業界等で求められる専門職（プロフェッション）そのものの確立を支え、プロフェッショナル集団を強固に形成する上で重要な役割を果たすことが期待されて発足した仕組みであって、大学院教育にこのような役割を果たすことが求められ、また、役割を果たすことについて十分な見通しを得られる人材養成の分野においてのみその発展が期待されるものである。」とされていることを踏まえ、まず、専門職大学院において養成する人材像、及び、その人材像が各分野において指導的役割を果たすとともに、国際的に活躍できるような高度な専門能力を有する高度専門職業人（プロフェッション）であることを具体的かつ詳細に説明してください。
- ・さらに、専門職大学院において構想している人材養成の分野が、大学院において教育を行わなければならない分野であること、及び、その教育の見通しが十分に得られる分野であることを具体的かつ詳細に説明してください。特に、他の学位課程や学校種との関係を踏まえ、当該専門職大学院が果たしうる役割・機構・特色などについては明確に記載してください。

② （修士課程の設置の場合）修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

【大学院設置基準第 22 条の 4、学位規則第 10 条】

- ・《大学の場合》③に準じて必要な事項を記載してください。
- ・一の専攻で、授与する学位の名称が複数の場合、どの時点で授与する学位の名称が決定するのか、そのプロセスを含めて、複数の名称を設定する理由について説明してください。

④ 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）

【学校教育法第 99 条第 1 項，第 2 項，大学院設置基準第 5 章（第 11 条～第 15 条），第 6 章（第 16 条～第 17 条），第 31 条，専門職大学院設置基準第 2 条・第 3 条，第 6 条～第 10 条，第 12 条～第 16 条，第 32 条，平成 15 年文部科学省告示第 53 号】

- ・《大学の場合》④に準じて必要な事項を記載してください。
- ・「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」を踏まえて，課程制大学院制度の趣旨に沿った教育課程と研究指導であることを説明してください。
- ・教育研究の柱となる領域（専攻分野）の説明を含め，教育課程の編成の考え方及び特色について，具体的に説明してください（関連分野に関する基礎的素養の涵養に適切に配慮しているか）。
- ・「教職大学院」については，以下の項目についても説明してください。
 - ア 学校教育に関する「理論と実践の融合」をどのような仕組みで担保するのか，具体的な方策
 - イ 学校教育に関する「理論と実践の融合」を強く意識した体系的な教育課程の編成及び必修 5 領域の編成の考え方並びに当該全領域にわたって授業科目が開設されていること
 - ウ 教職大学院の特色や得意領域，教育目標を踏まえ，どのような考え方で編成するのか
 - エ 地域ごとの教員育成指標や教員育成協議会での教育委員会との協議を踏まえた，育成すべき教員像が明確に示されていること
 - オ 「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成 18 年 7 月 11 日中央教育審議会答申）に記載されている例示を参考に授業科目の履修により修得させるべき資質能力として設定する目標（一般目標，到達目標）（別紙添付可）
 - カ コース（分野）別選択科目の設定における考え方，及び共通科目（基礎科目）との内容上の関連性・体系性
 - キ 実習の事前・事後に履修すべき学修内容（履修すべき授業科目や要件など）の考え方

⑤ 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件

【大学院設置基準第 5 章（第 11 条～第 15 条），第 6 章（第 16 条～第 17 条），第 33 条，専門職大学院設置基準第 2 条第 2 項，第 3 条，第 7 条～第 10 条，第 12 条～第 16 条，第 26 条第 2 項～第 4 項，第 27 条～第 30 条，第 34 条】

- ・《大学の場合》⑤に準じて必要な事項を記載してください。
- ・入学から修了まで（論文指導を含む）どのように教育するのかについて，いかにして学位の質を担保するかの方法を中心に，詳細な指導プロセスを説明し，あわせて，修了までのスケジュール表を資料として添付してください。
- ・添付する履修モデルにおいて，専攻分野及び基礎的素養を涵養する関連分野を明確にしてください。
- ・共同専攻の研究指導については，上記の項目に加え，学生が全ての構成大学院の教員から研究指導を受けることができる体制が取られていることを具体的に説明してください。
- ・学位論文審査体制，学位論文及び学位論文に係る評価の基準の公表方法等について具体的に説明してください。特に，学位論文審査体制については，審査の厳格性及び透明性について具体的に説明してください。
- ・学位論文の作成に関連する研究活動などを単位として認定する場合，「大学設置基準」第 21 条等を踏まえ，単位数の妥当性について説明してください。
- ・共同専攻の学位論文審査については，構成大学院が合同で行う体制が取られていることを具体的に説明してください。

- ・博士課程（前期）の設置等において、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験に代えて、博士論文研究基礎力審査を修了要件とする場合は、審査の実施方法及び体制、合格基準等の具体的内容について記載してください。また、博士論文研究基礎力審査を導入する履修上の区分（コース、プログラム等）における博士課程（前期）と博士課程（後期）の関係を明記してください。
- ・研究の倫理審査体制の具体的内容等について記載してください。また、研究の倫理審査に関する規定を資料として添付してください。
- ・教職大学院については、以下の項目についても説明してください。
 - ア （上記入学から修了までのプロセスに代えて）入学から修了までどのように教育するのかという観点で、標準修業年限、履修科目の年間登録上限、修了要件、既修得単位の認定方法、成績評価の方法等
 - イ 学修の修了を総合的・最終的に確認するための方策等
 - ウ 教職大学院の目的を達成しうる実践的な教育を行うための授業の工夫（グループ討議、実技指導・模擬授業、ワークショップ、フィールドワークなど）
 - エ 現職教員学生と学部新卒学生の合同教育を行う場合、教育内容・指導体制上どのような工夫を図っているか
 - オ 1年コースや長期在学コースを設定する場合、その理念、方策等
 - ※ 授業科目の概要（別記様式第2号（その3の1）又は別記様式第2号（その3の2））の「講義等の内容」欄に上記の授業の工夫の内容がわかるよう記載してください。
 - カ 現職教員学生に対して「学校における実習」を免除する場合の教職経験の設定の考え方、実習により修得させようとする内容との相関性、実習の到達目標を代替できる評価方法・体制、免除のために提出させる書類、実習の免除基準、実践的リーダー教員養成上の効果、学修の成果に係る評価等
 - ※ 実習により修得する単位の全部を免除する場合は、実践的リーダー教員養成上の効果、学修の成果に係る評価などを検証する組織・体制等
 - キ 実習免除手続と入学者選抜手続とがどのように連動しているか
 - ク 実習の免除基準に達している学生が、実習の履修を希望した場合の取扱い
 - ケ コース等ごとに履修スケジュール（実習を含む）が分かる時間割モデルを添付

⑥ 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

【大学院設置基準第16条】

- ・特定の課題の内容とその課題が当該修士課程の目的に応じ適当であることを説明してください。
- ・その課題を課すことに係る教育研究水準の確保についての配慮についても説明してください。

⑦ 教育課程連携協議会について ※専門職大学院のみ

【専門職大学院設置基準第6条の2】

- ・教育課程連携協議会の位置づけ、審議事項、構成員（任期）、年間の開催回数、役割・権限等の具体的な運用について説明してください。
- ・専門職大学院設置基準に規定する各区分の要件に合致した構成員であることを委員ごとに具体的に説明してください。
- ・産業界等との連携という役目を果たす組織として十分に機能することを説明してください。
- ・複数の専門職大学院（コースや専攻を含む）を設ける場合、「教職員」「職業」「地域」の分野の委員が、それぞれの専門職大学院の職種について実質的な審議を行うことができる構成と

なっていることを説明してください。

⑧ 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

【大学院設置基準第 7 条】

- ・基礎となる学部（博士後期課程の場合は、修士課程又は博士前期課程）との間における、教育研究の柱となる領域（分野）のつながりについて、関係図を添付してください。
- ・教育研究の柱となる領域については、「専任教員一覧」の研究領域と整合させてください。
- ・独立研究科等、基礎となる学部がない場合は本項の説明は不要です。ただし、教職大学院の場合、当該大学院の設置に伴い、既設の学部段階及び修士課程などの他の課程等はどのような影響を受けるのか、また、それにより教員組織や教育課程をどのように再編するのかについて記載してください。

⑨ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

【大学院設置基準第 15 条，（大学設置基準第 25 条第 2 項，平成 13 年文部科学省告示第 51 号），専門職大学院設置基準第 8 条第 2 項】

- ・《大学の場合》⑥に準じて必要な事項を記載してください。
- ・専門職大学院の場合、メディア授業により十分な教育効果が得られる専攻分野であり、当該効果が認められる授業科目であることを具体的に説明してください。

⑩ 「大学院設置基準」第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の実施

【学校教育法第 101 条，大学院設置基準第 2 条の 2，第 14 条】

- ・以下の項目について説明してください。
 - ア 修業年限
 - イ 履修指導及び研究指導の方法
 - ウ 授業の実施方法
 - エ 教員の負担の程度
 - オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮，必要な職員の配置
 - カ 入学者選抜の概要（《大学の場合》の⑬に準じて記載してください） 等
- ・博士課程の場合は，次の項目についても説明してください。
 - キ 必要とされる分野であること
 - ク 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況 等

⑪ 通信教育を行う課程を設ける場合

【大学院設置基準第 9 章（第 25 条～第 30 条），専門職大学院設置基準第 9 条】

- ・《大学の場合》⑪に準じて必要な事項を記載してください。
- ・履修指導・研究指導体制（論文作成又は特定の課題研究に関する指導方法，対面指導の機会を設ける場合の具体的な実施方法等について，入学から修了までどのように教育するのか）について説明してください。

⑫ 取得可能な資格

- ・《大学の場合》⑫に準じて必要な事項を記載してください。
- ・教職大学院の場合、取得できる教員免許状について記載してください。また、学部での免許状未取得者が入学した場合、どのような工夫（学部での開設科目の履修など）で取得させるのか記載してください。
- ・公認心理師の場合、《大学の場合》⑨に準じて実習の具体的計画についても説明してください。また、修士課程で養成する場合は、時間割等により研究指導と実習の配置状況を明示の上、教員や学生に過度な負担とならないよう配慮されていることを説明してください。

⑬ 入学者選抜の概要

【学校教育法第 102 条，学校教育法施行規則第 155 条～第 166 条，大学院設置基準第 15 条，専門職大学院設置基準第 14 条】

- ・《大学の場合》⑬に準じて必要な事項を記載してください。
- ・主たる受入れの対象が社会人の場合，異なる経歴を持つ社会人に対する選抜の上での配慮等について説明してください。

⑭ 教員組織の編制の考え方及び特色

【大学院設置基準第 8 条～第 9 条の 2，専門職大学院設置基準第 4 条・第 5 条，平成 15 年文部科学省告示第 53 号】

- ・《大学の場合》⑭に準じて必要な事項を記載してください。
- ・専門職学位課程や修士課程における高度専門職業人養成に重点を置くことを特色とする計画において，実務経験を有する教員を積極的に活用する場合は，当該教員の配置が教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえたものであることを説明してください。なお，教員組織全体を通じて，当該教員の割合が高いときは，大学院として一定の研究機能を果たすため，博士等の学位や研究業績を有する教員が最低限確保されていることについて説明してください。
- ・専門職学位課程においては，実務家教員と研究者教員の配置の比率についての考え方について説明してください。また，実務家教員について，各授業科目において実務の専門的見識・経験をもとに，知見を理論化し適切に教授できる教員を配置していること（どのような考えに基づき，どのような実務能力の者を配置したのか）を説明してください。
- ・「教職大学院」については，以下の項目についても説明してください。
 - ア 特定の教科の扱いを踏まえた必置専任教員数及び必置実務家教員数，みなし専任教員数，学部等との専任教員のダブルカウントの考え方
 - イ 実務家教員に求める研究能力，資質等
 - ウ 研究者教員に求める実務経験の内容，実績等
 - エ 既設学部等の教員を転籍させる場合の当該学部等の教育研究水準の維持・向上方策
 - オ 教職大学院の専任教員が教職大学院設置後に担当する学内の学部・大学院の科目一覧

⑮ 研究の実施についての考え方，体制，取組

- ・《大学の場合》⑮に準じて必要な事項を記載してください。

⑯ 施設・設備等の整備計画

【大学院設置基準第 19 条～第 22 条の 3, 第 24 条, 第 34 条, 専門職大学院設置基準第 17 条】

- ・《大学の場合》⑯に準じて必要な事項を記載してください。
- ・大学院学生の研究室（自習室）等の考え方, 整備計画（室数, 面積, 設備, 図書, 収容能力等）について記載してください。また, 室内の見取図を資料として添付してください。
- ・当該申請に係る研究科, 専攻等が既設の学部, 学科等とは別地に設置される場合は, 上記に加えて, 学生への配慮, 教員の移動等への配慮, 施設設備等の配慮について記載してください。
- ・独立大学院である場合も, 教育研究上の目的に応じて適切であるかを説明してください。また, 研究所等の施設等を共用する場合は, 当該研究所との連携協力体制及び教育上の配慮が十分になされているかについても説明してください。

⑰ 2 以上の校地において教育研究を行う場合

【大学院設置基準第 8 条第 6 項, 第 19 条～第 21 条, 第 22 条の 2・第 22 条の 3】

- ・《大学の場合》⑰に準じて必要な事項を記載してください。

⑱ 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合

【大学院設置基準第 15 条（大学設置基準第 25 条第 4 項, 平成 15 年文部科学省告示第 43 号）】

- ・《大学の場合》⑱に準じて必要な事項を記載してください。

⑲ 管理運営及び事務組織

【学校教育法第 93 条, 学校教育法施行規則第 143 条, 第 144 条】

- ・《大学の場合》⑲に準じて必要な事項を記載してください。
- ・教授会に代わり研究科委員会等が置かれている場合には, 当該研究科委員会等について管理運営の体制を記載してください。
- ・大学院, 専門職大学院の管理運営の方法について説明するとともに, 特に, 運営において一定の独立性を確保し, カリキュラム等で独自の運営ができる仕組みについて説明してください。教職大学院については, 学校教育の実態や社会の変化等に柔軟に対応しうる機動的な管理運営システムが確立されているかについても説明してください。
- ・専門職大学院において, いわゆる「みなし専任教員」の管理運営への関与の仕方（例えば, 教授会への参加, 決定権のあるカリキュラム委員会等への参加）についても, 記載してください。

⑳ 自己点検・評価

【学校教育法第 109 条】

- ・《大学の場合》⑳に準じて必要な事項を記載してください。

㉑ 認証評価

【学校教育法第 109 条】

- ・専門職大学院については, 分野別の認証評価について, 次の区分に応じて大学としての対応等

を具体的に記載してください。なお、記載に当たっては、その内容について、高等教育企画課（認証評価制度全体に関する事）、総合教育政策局教育人材政策課（教員養成企画室）（教職大学院に関する事）、専門教育課（専門職大学院室）（教職大学院を除く専門職大学院に関する事）に十分相談するようにしてください。

＜当該分野の認証評価機関が存在する場合＞

ア 認証評価を受ける計画等の全体像

- ・ 認証評価を受ける準備から実際に受けるまでの実績や計画の全体像を時系列に箇条書で明示してください。

例：○年○月学内検討チームの設置

○年○月認証評価機関との協議（評価基準や評価の実施方法の確認等）

○年○月認証評価の申請 等

イ 認証評価を受けるための準備状況

- ・ 上記アで記載した事項について、認証評価を受けるための学内体制、認証評価を受ける予定の認証評価機関名や当該機関との協議の状況など、これまでの検討実績と今後の予定について具体的なデータを示し説明してください。

ウ 認証評価を確実に受けることの証明

- ・ 認証評価を受ける予定の認証評価機関が、当該専門職大学院の認証評価を行う意思があること等を証する資料を添付してください。

＜当該分野の認証評価機関が存在しない場合＞

ア 認証評価を受ける計画等の全体像

- ・ 認証評価を受ける準備から実際に受けるまでの実績や計画の全体像を時系列に箇条書で明示してください。

例：○年○月学内検討チームの設置

○年○月認証評価機関として想定される団体との協議（認証評価の実施方法の確認や認証評価機関としての認証を受けるための手続のスケジュール等）

○年○月認証評価の申請 等

イ 認証評価を受けるための準備状況

- ・ 上記アで記載した事項について、認証評価を受けるための学内体制、認証評価機関として想定される団体名や当該団体との間における協議の内容など、これまでの検討実績と今後の予定（認証評価機関としての認証申請関係スケジュールを含む。）について具体的なデータを示し説明してください。

ウ 認証評価を確実に受けることの証明

- ・ 認証評価機関として想定される団体が、文部科学大臣による評価機関の認証を受け、かつ当該専門職大学院が属する分野の認証評価を行う意思があること等を証する資料を添付してください。

② 情報の公表

【学校教育法第 113 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2】

- ・ «大学の場合»①に準じて必要な事項を記載してください。（大学院の場合は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項に基づき、学位論文に係る評価に当たっての基準も公表事項となっている点に留意してください。）

⑳ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

【大学院設置基準第 14 条の 3，専門職大学院設置基準第 11 条】

- ・《大学の場合》㉔に準じて必要な事項を記載してください。
- ・教職大学院の場合，優れた教員の質の保証を図るための評価等の仕組みを説明してください。

(5) 教職大学院を設置する場合

上記(4)に加えて，連携協力校等との連携・実習について説明してください。

① 連携協力校等との連携

- ・実習その他教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行うために確保した小学校等の連携協力校等について，小学校等名や連携内容を具体的に記載してください。
- ・長期にわたる実習や現地調査など，学校現場を重視した実践的な教育を進める上での連携内容について記載してください。
- ・連携協力校以外の関係機関（民間企業，関係行政機関，教育センターなど）との連携について，関係機関名や連携内容を具体的に記載するとともに，当該関係機関から協力が得られることを証する資料（協定書等）を添付してください。
- ・大学，学部が附属学校を設置している場合の活用について記載してください。

② 実習の具体的計画

- ・修了要件とされている小学校等その他の関係機関で行う実習が，実際にどのように行われるのかイメージができるよう記述を工夫して，具体的に説明してください（図表等を活用しても構いません）。なお，説明に当たっては下記の事項を参考にして，教職大学院における具体的計画の全体像について記載してください。
- ・現職教員学生の実習を現勤務校で行うか否かを明確にし，現勤務校で実習を行う場合，日常の勤務とならないよう，どのような実習水準の確保の方策を行うのか記載してください。なお，下記の項目については，申請時点で具体的な記載が困難な事項も含まれますが，実習が支障なく行われるように，下記の事項について大学の構想をできるだけ具体的に記載してください。

ア 実習計画の概要（実習のねらい）

- ・実習目標
- ・実習単位，主な内容，教育上の効果，実習施設に求める要件（指導者数，指導者に求める実務経験内容・年数，指導内容等），実習期間・時間，学生の配置人数等
- ・問題対応，きめ細かな指導を行うための実習委員会の設置等
- ・学生へのオリエンテーションの内容，方法

イ 実習指導体制と方法

- ・巡回指導計画（指導者の配置，人数（助手を含む），役割（内容），巡回スケジュール，巡回回数など）
- ・実習担当教員ごとの勤務モデル（実習の巡回スケジュール・完成年次の授業科目（専任・兼任・兼任），オフィスアワーの設定，教授会等の管理運営への参画を含む）
- ・実習計画全体が掌握できる年間スケジュール
- ・各班のスケジュール表
- ・各段階における学生へのフィードバック，アドバイスの方法等

- ・学生の実習中，実習後のレポート作成・提出等
- ウ 施設との連携体制と方法
 - ・施設との連携の具体的方法，内容
 - ・相互の指導者の連絡会議設置の予定等
 - ・大学と実習施設との緊急連絡体制
 - ・各施設での指導者の配置状況
 - ・実習前，実習中，実習後等における施設との調整・連絡等
- エ 単位認定等評価方法
 - ・各施設での学生の評価方法
 - ・各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法・連携
 - ・大学における単位認定方法

(6) 収容定員に係る学則変更の認可申請又は届出の場合

以下の項目について必ず説明してください。

- ① 収容定員に係る学則変更の場合は、この書類を「学則の変更の趣旨等を記載した書類」として作成してください。
- ② この書類は、以下の項目に従い説明してください。
 - ア 学則変更（収容定員変更）の内容
 - イ 学則変更（収容定員変更）の必要性
 - ・収容定員変更の必要性が生じた背景も含めて説明してください。
 - ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容
 - (ア) 教育課程の変更内容について具体的に記載し、定員変更前の教育課程と比較して、同等以上の内容が担保されていることを具体的かつ詳細に説明してください。学部・学科等の届出設置に係る収容定員変更の場合は、教養科目等の全学共通科目や学部共通科目等、他学部等に影響を与える授業科目等についても説明してください。
 - (イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容を具体的に記載し、定員変更前の教育方法及び履修指導方法と比較して、同等以上の内容が担保されていることを具体的かつ詳細に説明してください（学部・学科等の届出設置に係る収容定員変更の場合は、上記(ア)と同様に他学部等への影響の観点について説明してください）。
 - (ウ) 教員組織の変更内容について具体的に記載し、定員変更前と比較して、同等以上の教員組織が担保されていることを客観的な根拠等（S/T比率等）を用いて、具体的かつ詳細に説明してください（学部・学科等の届出設置に係る収容定員変更の場合は、上記(ア)及び(イ)と同様に他学部等への影響の観点について説明してください）。
 - (エ) 大学全体の施設・設備の変更内容について具体的に記載し、定員変更前の施設・設備と比較して、同等以上の内容が担保されていることを具体的かつ詳細に説明してください。
 - エ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画
 - ・それぞれの校地における学生の収容定員（校地ごとの収容定員数を定めていない場合はその理由）、適切な専任教員の配置状況、教員の移動への配慮、学生への配慮、施設設備等の配慮などを具体的に示し、必要な教育体制が取られていることを明確に説明してください。
 - ・時間割上、問題がないことについても具体例を示した上で説明してください。
 - ・当該学部又は学科所属の専任教員がいない校地については、教育研究上支障がないことを説明してください。
 - ・サテライトキャンパスなど校地以外の場所で申請に係る学部等の教育を行う場合には、当該校地以外の場所において教育を行う必要性、該当する科目や教育内容、教員の配置、施設設備の状況などについて説明して下さい。
 - オ 大学設置基準第25条の4の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画
 - ・本校以外の場所の開講科目、教育研究環境、施設設備、図書及び教員の移動等に対する配慮等について記載してください。
 - ・その際、当該施設における受入れ学生数を明示し、それに対して上記配慮が十分なものであることを説明してください。
- ③ 認可申請の場合は、本項の添付資料として、学則を変更する学科等の教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の1））を提出してください。収容定員の変更に伴い教育課程を変更する場合（届出による学部等の設置に伴い収容定員を増加する場合など）は、変更後の教育課程について提出してください。届出の場合は、添付不要です。